

豊頃町地域防災計画

(本 編)

豊頃町防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の効果的促進	1
第4節 用語	2
第5節 計画の修正	2
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第7節 住民及び事業所の基本的責務	9
第2章 豊頃町の概況	11
第1節 自然的条件	11
第2節 災害の概要	13
第3章 防災組織	14
第1節 豊頃町防災会議	14
第2節 災害対策本部	16
第3節 気象業務に関する計画	25
第4章 災害予防計画	34
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	34
第2節 防災訓練計画	36
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	37
第4節 相互応援（受援）体制整備計画	38
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	39
第6節 避難体制整備計画	41
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	45
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	48
第9節 建築物災害予防計画	49
第10節 消防計画	50
第11節 水害予防計画	55
第12節 風害予防計画	56
第13節 雪害対策計画	57
第14節 融雪災害予防計画	59
第15節 高波、高潮等災害予防計画	60
第16節 土砂災害予防計画	61
第17節 積雪・寒冷対策計画	63
第18節 複合災害に関する計画	65
第19節 業務継続計画の策定	66
第5章 災害応急対策計画	68
第1節 災害情報収集及び伝達計画	68
第2節 災害通信計画	71
第3節 災害広報・情報提供計画	74
第4節 避難対策計画	77
第5節 応急措置実施計画	87
第6節 救助救出計画	89
第7節 災害警備計画	90
第8節 交通応急対策計画	92

第9節	輸送計画	97
第10節	食料供給計画	99
第11節	給水計画	102
第12節	水道及び下水道施設対策計画	104
第13節	衣料、生活必需物資供給計画	105
第14節	石油類燃料供給計画	107
第15節	ガス施設災害応急計画	108
第16節	電力施設災害応急計画	109
第17節	医療救護計画	111
第18節	防疫計画	114
第19節	廃棄物処理等計画	117
第20節	家庭動物等対策計画	119
第21節	文教対策計画	120
第22節	住宅対策計画	123
第23節	被災宅地安全対策計画	126
第24節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	128
第25節	障害物除去計画	130
第26節	応急土木対策計画	131
第27節	応急飼料計画	133
第28節	労務供給計画	134
第29節	ヘリコプター活用計画	135
第30節	海難予防及び救助計画	137
第31節	自衛隊災害派遣要請計画	139
第32節	広域応援・受援計画	142
第33節	職員派遣計画	144
第34節	災害ボランティアとの連携計画	146
第35節	災害救助法の適用計画	147
第6章	地震・津波災害対策計画	149
第7章	事故災害対策計画	150
第1節	海上災害対策計画	150
第2節	鉄道災害対策計画	156
第3節	道路災害対策計画	160
第4節	危険物等災害対策計画	164
第5節	大規模な火事災害対策計画	170
第6節	林野火災予消防計画	174
第8章	災害復旧・被災者援護計画	179
第1節	災害復旧計画	179
第2節	被災者援護計画	181

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び豊頃町防災会議条例（昭和38年条例第1号）第2条第1号の規定に基づき、豊頃町防災会議が作成する計画であり、豊頃町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関が機能の全てをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 豊頃町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共の団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱の作成及び調整に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 気象、水象、地象等による災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫及び食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の構成

豊頃町地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 1 本編
- 2 地震・津波災害対策編
- 3 資料編

第3節 計画の効果的促進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町及び道、防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

また、災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第4節 用語

この計画において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

1	基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2	救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
3	防災会議	豊頃町防災会議
4	本部（長）	豊頃町災害対策本部（長）
5	防災計画	豊頃町地域防災計画
6	災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
7	複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
8	災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
9	災害応急対策実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令に規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
10	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
11	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第5節 計画の修正

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

ただし、緊急に修正を要する事態が発生したときは、会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする。また、修正事項が軽微な場合は、会長が修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の変更（改定）が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めるとき。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関等が、防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 豊頃町・消防機関等

機 関 名	事 務 又 は 業 務
豊頃町 (豊頃町議会事務局及び 豊頃町農業委員会事務 局を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 豊頃町防災会議に関すること。 (2) 豊頃町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 防災訓練及び自主防災組織の育成、指導に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (6) 防災にかかる施設、設備の整備に関すること。 (7) 応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 (8) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (9) 避難指示(緊急)、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始及び避難者の収容に関すること。 (10) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 (11) 災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。 (12) 要配慮者の把握及び援護に関すること。 (13) 災害ボランティアの受入れに関すること。 (14) 防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (15) 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。 (16) 災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 (17) 清掃、防疫及びその他の保健衛生に関すること。
豊頃町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。 (2) 避難等に係る町立学校施設の使用に関すること。 (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (4) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
豊頃町立豊頃医院	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時において医療班、移動医療班を編成し、罹災者の治療等の業務を行うこと。
豊頃消防署・豊頃消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 被災地の警戒態勢に関すること。 (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 (4) 災害時における傷病者等の搬送に関すること。 (5) 災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。 (6) 町の行う災害対策への協力に関すること。

2 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局 帯広開発建設部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 所轄道路・河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (6) 災害時における管理区内危険箇所(道路・河川)の整備、警戒、災害

	<p>防止、維持補修、災害復旧に関すること。</p> <p>(7) 漁港の直轄工事及び災害復旧に関すること。</p> <p>(8) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。</p> <p>(9) 十勝川水系の水防警報及び洪水予報等に関すること。</p> <p>(10) リエゾン（災害時情報連絡員）の派遣等、町が行う防災業務の協力に関すること。</p>
北海道財務局 帯広財務事務所	<p>(1) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。</p> <p>(2) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資を行うこと。</p> <p>(3) 災害時における特例措置についての金融機関の指導に関すること。</p> <p>(4) 災害時における地方公共団体等への国有財産の無償使用許可又は無償貸付に関すること。</p>
北海道農政事務所 帯広地域拠点	<p>(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</p>
北海道運輸局 帯広運輸支局	<p>(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。</p> <p>(2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整を行うこと。</p> <p>(3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。</p> <p>(4) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。</p>
釧路海上保安部 広尾海上保安署	<p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去を行うこと。</p> <p>(3) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。</p> <p>(4) 海上における人命の救助に関すること。</p> <p>(5) 海上交通の安全確保に関すること。</p> <p>(6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。</p> <p>(7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p>
北海道総合通信局	<p>(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</p> <p>(2) 非常通信協議会の運営に関すること。</p>
釧路地方气象台 帯広測候所	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</p> <p>(2) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</p> <p>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</p> <p>(5) 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</p> <p>(6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、道や町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</p> <p>(7) 町や道、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</p>

3 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第5旅団 第4普通科連隊第3中隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関する事。 (2) 災害に関する情報の収集・伝達に関する事。 (3) 町及び防災関係機関が行う防災訓練への協力に関する事。 (4) 災害時において、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合において、独自の判断に基づき部隊等を派遣すること。 (5) 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救護物資の輸送、道路の応急復旧、応急医療、防疫、給水及び通信の支援等に関する事。

4 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
十勝総合振興局 地域政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関する事。 (2) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関する事。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (4) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。 (5) 町及び指定地方公共機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関する事。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
帯広建設管理部 浦幌出張所、大樹出張所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所轄道路、河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。 (2) 災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関する事。 (3) 水防技術の指導に関する事。 (4) 災害時における関係道路・河川の水位、雨量の情報の収集及び報告に関する事。 (5) 災害時における関係公共土木被害の調査及び災害対策に関する事。
保健環境部 保健行政室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関する事。 (2) 災害時における医療救護活動に関する事。 (3) 災害時における防疫活動に関する事。 (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関する事。 (5) 医薬品等の確保及び供給に関する事。 (6) 救助法の適用に関する事。 (7) 食品衛生の指導及び監視に関する事。
十勝教育局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。
森林室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所轄道有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関する事。 (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関する事。 (3) 災害時において町の要請に基づく、緊急対策及び復旧用材の供給に関する事。 (4) 緊急避難時の道有林内林道、施業道の利用に関する事。
十勝農業改良普及センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地の農作物の被害調査に関する事。 (2) 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導に関する事。 (3) 被災地の病害虫の防疫指導、その他営農指導を行うこと。

十勝家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地の家畜の被害調査に関する事。 (2) 家畜被害に対する応急措置及び対策の指導に関する事。 (3) 被災地の家畜の防疫指導、その他技術指導を行う事。
-----------	--

5 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
釧路方面池田警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。 (2) 災害情報の収集及び伝達に関する事。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 (4) 犯罪の予防その他被災地における社会秩序の維持に関する事。 (5) 危険物に対する保安対策に関する事。 (6) 広報活動に関する事。 (7) 町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関する事。

6 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社北海道支社 (豊頃郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いに関する事。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 (株)NTT東日本一北海道 帯広支店)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信施設の維持及び補修に関する事。 (2) 災害時における通信の確保及び修繕を行う事。
株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモ北海道支社 KDDI株式会社 北海道総支社 ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
北海道電力株式会社 送配電カンパニー 池田ネットワークセンター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電力供給施設の防災対策に関する事。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努める事。
日本赤十字社 北海道支部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 災害ボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金委員会の運営を行うこと。
北海道旅客鉄道株式会社 (釧路支社池田駅)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における鉄道輸送の確保に関する事。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行う事。
日本銀行帯広事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
日本放送協会 帯広放送局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に係る知識の普及に関する事。 (2) 予報(注意報を含む)、特別警報・警報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行う事。

日本通運株式会社 帯広支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
東日本高速道路株式会社 北海道支社	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。

7 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道放送 (株) 札幌テレビ放送 (株) 北海道テレビ放送 (株) 北海道文化放送 (株) (株) テレビ北海道 (株) エフエム北海道 (株) エフエムノースウェーブ (株) STVラジオ	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
十勝医師会 十勝歯科医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関すること。
十勝薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
社団法人北海道獣医師会十勝支部	(1) 災害時における飼養動物の対応を行うこと。
北海道土地改良事業団体連合会	(1) 土地改良施設の防災対策に関すること。 (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
一般社団法人北海道バス協会 公益社団法人北海道トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
(一社) 北海道警備協会 帯広支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人北海道LPガス協会	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 市町村社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
豊頃町農業協同組合 大津漁業協同組合 十勝広域森林組合 豊頃事業所	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きを行うこと。
十勝農業共済組合 豊頃事業所	(1) 所管施設の災害予防、災害応急対策、災害復旧に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び応急措置に関すること。 (3) 気象予警報の連絡に関すること。

豊頃町建設業協会	(1) 災害協定に基づき、災害時における災害応急対策及び災害復旧につき防災関係機関の支援を行うこと。
豊頃町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。 (2) 災害時における商工関係の被害調査に協力すること。
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。
帯広信用金庫豊頃支店	(1) 災害時の融資に関すること。
町内各行政区 ボランティア団体 自主防災組織	(1) 災害時における住民連携・連絡及び相互の奉仕協力に関すること。 (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。
避難場所の管理者	(1) 避難場所の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関すること。
豊頃町社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティア対策に関すること。 (2) 要配慮者の支援に関すること。
町内各小中学校	(1) 児童・生徒等の避難保護に関すること。 (2) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関すること。 (3) 被災者の一時収容措置についての協力に関すること。
民生委員 日赤奉仕団	(1) 要配慮者等の支援対策に関すること。
北海道エルピーガス協会 十勝支部豊頃分会	(1) 供給施設の保護、災害時供給及び規制を行うこと。 (2) 非常災害時の出火及び中毒事故において、応急施策を行うこと。

第7節 住民及び事業所の基本的責務

いづれどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済的被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となる。

個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第1 住民の責務

住民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」ことを自覚し、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めることが重要である。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係の醸成
- (4) 災害危険区域等地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等住民生活との関連性が高い物資や燃料等住民の経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等を協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献、地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるとともに、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施よう努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- (2) 防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (3) 予想被害からの復旧計画の策定
- (4) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (5) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (6) 取引先とのサプライチェーン（供給網）の確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

地区居住者等は必要に応じて「地区防災計画」を作成し、町防災会議に提案するなど、町との連携に努め、町は自主防災組織の育成、強化を図るとともに住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 道民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、防災の日、防災週間、水防月間、津波防災の日等のあらゆる機会を活用し防災意識を高揚するための様々な取組みを行い、広く道民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 豊頃町の概況

第1節 自然的条件

第1 位置及び面積

豊頃町は、十勝の東南北緯42度48分、東経143度30分に位置し、東は浦幌町に、西は幕別町、北は池田町、南は大樹町にそれぞれ接しており、南北約35キロメートル、東西約34キロメートル、面積は536.71平方キロメートルで、町の北側から東南に十勝川が流れ、十勝川の東側は平坦であるが、西側は丘陵が広がっている。

第2 河川

大雪山系に源を発する十勝川など大小数多くの河川があり、平野部を縦貫し、太平洋に注いでいる。主な河川は、十勝川、牛首別川、旧利別川からなっている。

第3 気象

1 概況

地域的な位置からみて温帯中北部に属した寒暖の差が激しい大陸性気候地帯に属し、季節的には夏季の高温、乾燥の循環が顕著にあらわれ、年間を通して晴天日数が多く、湿度も比較的低い。

2 気象記録

(大津地域気象観測所)

年次	気温 (°C)			年降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)
	年平均	最高極値	最低極値				
S57	5.2	27.9	-26.3	779	52	2,396.0	2.4
58	4.4	29.6	-24.6	1,160	53	2,302.5	2.4
59	4.4	31.5	-24.6	699	76	2,265.9	2.3
60	4.5	31.8	-26.4	942	66	2,273.7	2.3
61	4.0	27.0	-25.2	1,112	56	2,311.7	2.3
62	4.6	27.2	-24.5	828	60	423.4	2.3
63	5.1	24.6	-21.5	1,233	26	1,810.4	2.2
H 1	6.2	29.6	-20.3	1,239	23	1,766.7	2.4
2	6.5	30.5	-22.9	1,444	22	1,852.2	2.0
3	6.1	30.1	-22.9	912	25	1,827.7	2.0
4	5.0	28.8	-22.4	1,041	45	1,695.7	1.9
5	4.9	25.7	-19.8	1,365	52	1,752.0	2.3
6	6.0	34.0	-21.0	1,006	25	1,945.6	2.3
7	5.8	27.6	-22.7	1,287	69	1,716.2	2.3
8	4.7	28.3	-27.4	1,067	50	1,791.2	2.1
9	5.4	25.8	-19.8	1,007	32	1,731.0	2.2
10	5.2	29.9	-25.5	1,418	42	1,751.0	2.1
11	5.8	28.8	-18.6	1,081	26	1,960.5	2.1
12	5.1	28.7	-26.6	1,282	×	1,791.3	2.0
13	4.1	27.7	-25.5	977	×	1,855.3	1.9
14	5.3	26.9	-20.9	1,210	×	1,874.0	1.9
15	4.9	29.2	-22.9	1,036	×	1,692.1	1.8
16	5.9	29.5	-20.4	903	×	1,905.0	2.0

年次	気温 (°C)			年降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)
	年平均	最高極値	最低極値				
17	5.4	31.3	-21.0	903	×	1,846.2	1.9
18	6.0	27.7	-22.6	1,237	×	1,794.2	1.9
19	6.1	34.3	-16.3	1,047	×	1,928.2	1.8
20	6.4	30.9	-22.4	783	×	1,735.5	1.9
21	5.8	27.8	-18.7	1,503	×	1,934.5	2.7
22	6.4	34.6	-23.3	948	×	1,859.3	2.7
23	5.9	31.1	-24.2	888	×	1,956.6	2.6
24	5.7	30.9	-23.2	1,175	×	1,780.9	2.5
25	6.2	27.3	-22.3	1,154	×	1,871.1	2.7
26	6.1	29.7	-19.3	1,024	×	2,185.4	2.8
27	6.9	32.8	-18.2	880	×	1,996.7	2.8
28	6.0	31.2	-19.6	1,346.5	×	2,067.4	2.9
29	5.7	32.5	-23.4	766.5	×	2,148.9	2.9

(注) 記号の ×は欠測値、太字は資料不足値

第2節 災害の概要

豊頃町の災害は、台風等の影響による大雨被害と、十勝沖地震をはじめとした大規模地震によるものが大部分を占めている。被害額がおおむね1,000万円以上の災害は、「資料編 資料15 豊頃町の災害概要」のとおりである。

第3章 防災組織

豊頃町における防災行政を総合的に運営するための組織として豊頃町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

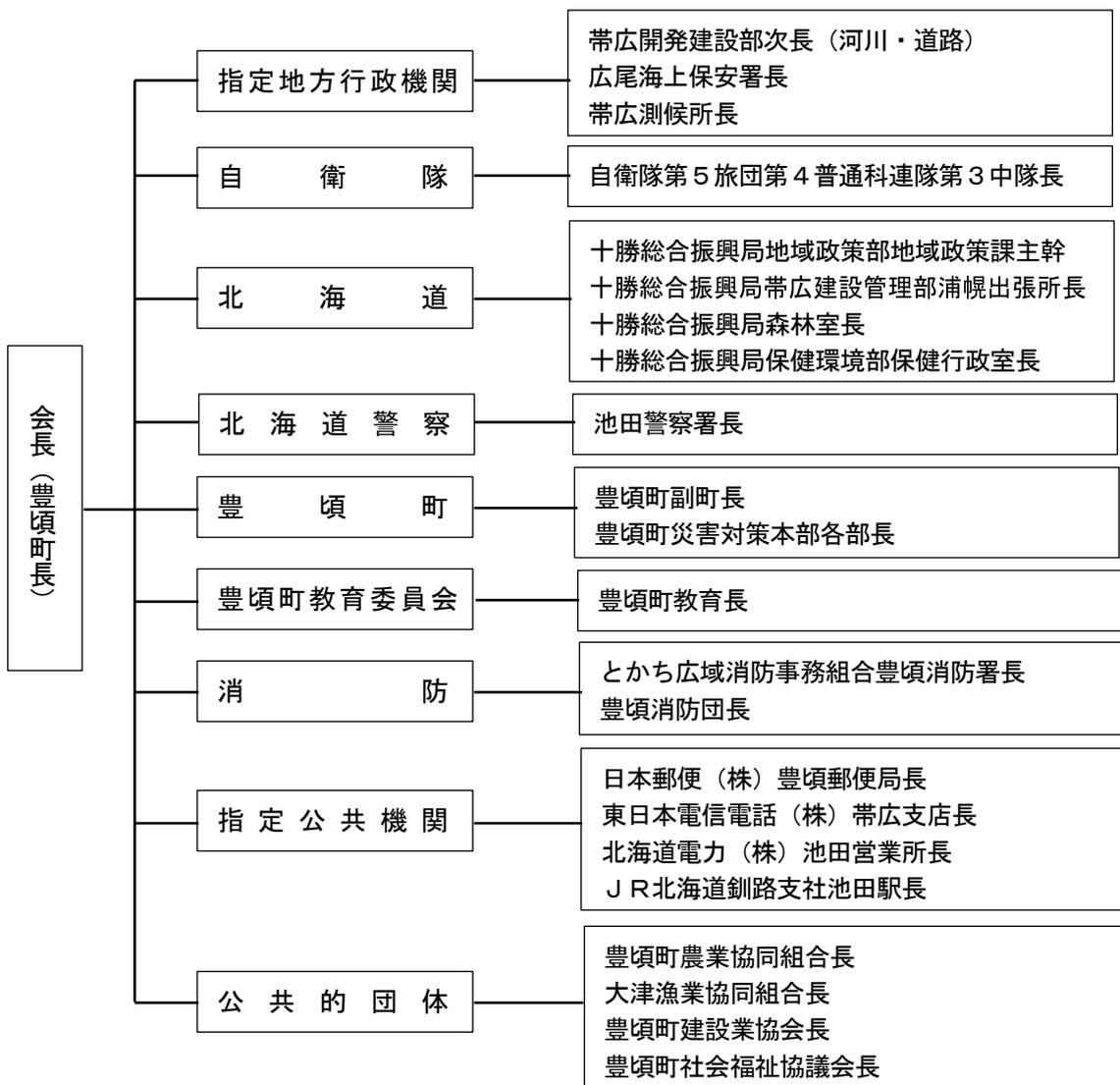
第1節 豊頃町防災会議

防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく豊頃町防災会議条例（昭和38年条例第1号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、豊頃町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集等を任務とする。

第1 防災会議の組織及び構成委員

防災会議の組織及び構成委員は、次の図のとおりとする。災害時等の各委員への連絡方法等は、別に整備保管しておくものとする。

■防災会議組織図



第2 運営

豊頃町防災会議条例(昭和 38 年条例第 1 号)及び豊頃町防災会議運営規程 (昭和 38 年規程第 2 号)の定めるところによる。

第3 防災会議の所掌事務

豊頃町防災会議条例の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

- 1 豊頃町の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 豊頃町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 3 水防法第 33 条の水防計画を調査審議すること。
- 4 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により防災会議の権限に属する事務

第2節 災害対策本部

第1 組織

- 1 災害対策本部組織図は、別表第1のとおりである。
- 2 災害対策本部長の代理者は、豊頃町災害対策本部条例(昭和38年条例第2号)第2条第2項の規定により、災害対策副本部長が当たる。

第2 運営

1 本部員会議

- (1) 災害の規模及び態様により、町長は、職務遂行上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる。
- (2) 本部員会議は、本部の職務遂行上の重要事項を協議推進するため、町長が必要と認めた場合に招集、開催し、副本部長、本部員(各部長)及び総務部各班で構成する。

2 本部連絡員

本部連絡員は、各班長(災害対策本部の各班長)をもって充て、本部との連絡調整を図る。

3 本部の庶務

本部の庶務は、豊頃町役場住民課において処理する。

4 その他

その他本部の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

第3 災害対策本部の業務分担

本部の各部、班の業務分担は、別表第2のとおりとする。

第4 災害対策本部の設置基準等

1 災害対策本部の設置基準

基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号の一に該当する場合は、町長は警報及び災害の状況を見極めたうえ、必要と認めたとき設置することができる。

- (1) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none">・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	<ul style="list-style-type: none">・被害が大規模で広域にわたるとき。
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none">・大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
鉄道災害	<ul style="list-style-type: none">・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
道路災害	<ul style="list-style-type: none">・被害が大規模なとき。・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none">・被害が大規模なとき。・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。

大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想される時。
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想される時。 ・人命救助救出活動の難航が予想される時。
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> ・冷（湿）害被害が発生したとき。
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震が発生したとき。 ・地震による大規模な被害が発生したとき。
津波災害	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋沿岸中部に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の災害又は複数の災害が同時に発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

2 災害対策本部の設置場所等

本部は町役場庁舎内に置くものとする。

名称 豊頃町災害対策本部

設置場所 北海道中川郡豊頃町茂岩本町 125 番地 豊頃町役場内

ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、「える夢館」に設置するものとする。

3 災害対策本部の廃止時期

町長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置、廃止の通知公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員並びに防災会議構成機関、道（十勝総合振興局）その他防災関係機関及び住民に対し、電話、文書その他の方法で通知及び公表する。なお、廃止した場合の公表については設置の場合に準ずる。

5 標識

(1) 災害対策本部を設置したときは、本部標識を対策本部の玄関前に掲示する。

(2) 本部長、副本部長、各対策班長、係長及び係の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、必要に応じて腕章等を着用するものとする。

(3) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標章をつけるものとする。

6 災害対策本部の運営

本部の運営は、豊頃町災害対策本部条例の定めるところによる。

7 現地災害対策本部

豊頃町災害対策本部条例第4条第1項の規定で定める現地災害対策本部は、町内の特定の地域にその被害が集中し、被災地の状況把握が困難な場合で、本部長が必要と認めたときに設置する。

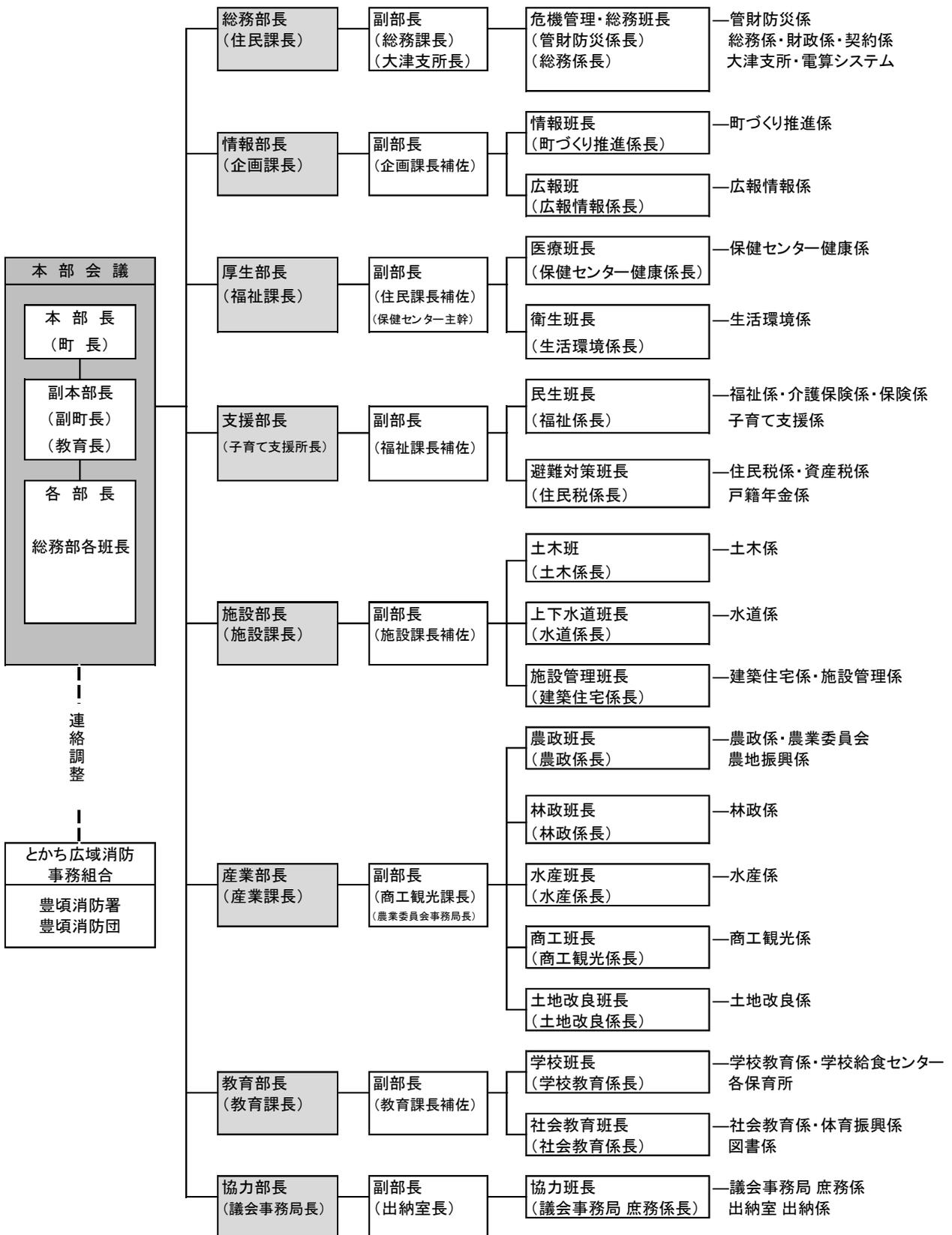
第5 災害対策本部員等の配備体制

災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次の基準により非常配備体制をとるものとする。

体制	配備基準	部員の動員及び活動内容
本部の設置前	第1非常配備基準 1 震度4の地震が発生したとき。 2 北海道太平洋沿岸中部に津波注意報が発表されたとき。 3 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 4 その他必要により町長が当該非常配備を指令したとき。	総務部の全班員、施設部及び産業部（必要により施設部及び産業部の担当班）の少数人員をもって当たり、情報収集及び連絡活動等が円滑に行える体制をとる。 また、状況によっては、直ちに第2非常配備体制に移行できる体制をとる。
	第2非常配備基準 1 震度5弱の地震が発生したとき。 2 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 3 その他必要により町長が当該非常配備を指令したとき。	総務部、施設部、産業部の全班員及びその他の部の部長、副部長、班長をもって当たり、町内主要警戒区域の巡視及び軽微な災害に対応できる体制をとる。 ただし、震度5弱の地震が発生した場合、全班員は自主的に登庁し、災害に対応できる体制をとる。
本部の設置	第3非常配備基準 1 震度5強以上の地震が発生したとき。 2 北海道太平洋沿岸中部に津波又は大津波警報が発表されたとき。 3 町全域にわたり、甚大な被害が発生又は予想されるとき。	災害対策本部を設置し、全班員をもって、所掌する災害対策に当たる体制をとる。 速やかに町内全域の被害状況調査・収集・連絡活動及び応急対策活動に当たる。

(注) 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

別表第1 災害対策本部組織図



別表第2 災害対策本部の業務分担

1 各班共通

班 名	所 掌 事 項
各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に属する災害応急対策に係る計画の作成及び修正に関する事。 2 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関する事。 3 所管に属する被害状況調査、災害応急・復旧対策に関する事。 4 所管に属する関係機関との連絡調整に関する事。 5 災害時における所管事項の執行記録に関する事。

2 総務部

班 名	所 掌 事 務
危機管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 本部の設置及び廃止に関する事。 4 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関する事。 5 本部の配備体制及び各部との連絡調整に関する事。 6 避難の勧告・指示、屋内待避等の安全確保措置の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する事。 7 避難所及び避難場所の開設、管理運営の総括に関する事。 8 国、道に対する要請及び報告に関する事。 9 自衛隊の派遣要請に関する事。 10 他市町村との相互応援に関する事。 11 応援部隊、団体等の受入れ、連絡・配備調整等に関する事。 12 防災関係機関、関係団体、住民組織等に対する協力及び応援要請に関する事。 13 その他各部に属さない事。
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の安否確認、健康管理及び公務災害補償に関する事。 2 公用車の運行に関する事（各課所管車両との調整含む。） 3 救助法の適用に関する事。 4 災害予算の編成、経理及び資金の調達に関する事。 5 災害相談窓口の設置に関する事。

3 情報部

班 名	所 掌 事 務
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信連絡機能の確保に関する事 2 災害予・警報等の受理・伝達に関する事。 3 雨量・水位及びダム放流通知の受理・伝達に関する事。 4 各地区の連絡情報に関する事。 5 災害情報の収集、取りまとめ及び報告に関する事。 6 災害対策本部と災害現地との連絡に関する事。 7 住民組織及び団体との連絡、協力に関する事（情報通信関係）。

広 報 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する警報・避難命令・水害情報の広報に関する事。 2 安否情報の提供に関する事。 3 住民に対する災害広報に関する事。 4 災害状況の公表に関する事。 5 報道機関との連絡調整に関する事。 6 災害写真等の収集に関する事。 7 災害の記録に関する事。
-------	--

4 厚生部

班 名	所 掌 事 務
医 療 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設の被害調査及び災害対策に関する事。 2 重軽傷者の応急処置及び看護に関する事。 3 災害時の医療資材及び医薬品の確保に関する事。 4 災害時の救急医療対策に関する事。 5 町立豊頃医院との連絡調整に関する事。 6 被災者の心身の健康管理に関する事。
衛 生 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急薬品・衛生用品の確保に関する事。 2 感染症の予防に関する事。 3 災害時の防疫対策及び衛生環境に関する事。 4 生活環境の把握に関する事。 5 死者の収容、処理及び埋葬に関する事。 6 災害廃棄物処理（ごみの収集、し尿のくみ取り等）に関する事。

5 支援部

班 名	所 掌 事 務
民 生 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地における給水及び応急食糧の確保並びに給与に関する事。 2 被服・寝具その他生活必需品の給与に関する事。 3 救援（支援）物資の調達及び配布に関する事。 4 義援金品の受付及び配分に関する事。 5 日赤救助活動の連絡調整に関する事。 6 ボランティアの受入に関する事。 7 要配慮者等の安全確保と避難誘導及び被災調査、生活支援に関する事。 8 町社会福協議会との連絡調整に関する事。
避難対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営及び被災者の受入れに関する事。 2 避難者の誘導、収容及び輸送に関する事。 3 被災地における応急資材の調達及び輸送に関する事。 4 被災者の救出・救助に関する事。 5 団体等の協力者の指揮監督に関する事。 6 家庭動物対策に関する事。 7 被災者台帳の作成及び罹災証明に関する事。

6 施設部

班 名	所 掌 事 務
土 木 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・橋梁・河川の被害状況調査及び応急措置並びに災害対策に関すること。 2 道路交通の情報収集に関すること。 3 土木被害及び交通不能箇所の調査、運行路線の確保に関すること。 4 災害危険道路交通の交通指導に関すること。 5 緊急輸送（災害物資及び避難者）に関すること。 6 被災地の障害物の除去に関すること。 7 派遣自衛隊員の誘導・撤収及び連絡調整に関すること。 8 災害用車両・機械、機具の確保に関すること。 9 内水排除活動の実施に関すること。 10 仮設トイレの設置に関すること。
上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の飲料水の確保及び給水に関すること。 2 上下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 3 被災上下水道施設の復旧に関すること。
施設管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 被災者の住宅対策に関すること。 3 被災公共施設の応急措置に関すること。 4 建築物の災害対策に関すること（応急危険度判定並びに融資制度及び貸付金含む。）。 5 災害時の防犯・交通安全対策に関すること。

7 産業部

班 名	所 掌 事 務
農 政 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、農業施設、農作物等の被害調査に関すること。 2 農作物の病虫害及び家畜伝染病の防疫に関すること。 3 被害農家の援護対策に関すること。 4 災害時の家畜の避難対策及び飼料の確保に関すること。 5 農業協同組合・農業共済組合との連絡調整に関すること。
林 政 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 林道・林業施設等の被害調査及び応急措置に関すること。 2 林野の防疫に関すること。 3 被害林家に対する援護対策に関すること。 4 森林組合との連絡調整に関すること。
水 産 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁業施設及び船舶・漁具等の被害調査に関すること。 2 災害時の船舶の避難対策に関すること。 3 被害漁家に対する援護対策に関すること。 4 漁港施設の被害調査及び応急措置に関すること。 5 漁業協同組合との連絡調整に関すること。
商 工 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業施設・商品等の被害調査に関すること。 2 被害商工業者に対する援護対策に関すること。 3 商工会との連絡調整に関すること。
土地改良班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農道・土地改良施設の被害調査及び応急措置に関すること。 2 農政班との連絡調整に関すること。

8 教育部

班 名	所 掌 事 務
学 校 班	1 災害時における児童生徒の安全確保、避難誘導及び救助に関すること。 2 児童生徒・保護者との連絡調整に関すること。 3 教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 災害時における応急教育に関すること。 5 文教施設等の被害調査及び復旧に関すること。 6 学用品の給与に関すること。 7 教職員の動員及び学校・教職員との連絡調整に関すること。
社会教育班	1 社会教育団体との連絡調整に関すること。 2 婦人団体・青年団体等の指導監督に関すること。 3 関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 文化財の保護及び応急対策に関すること。

9 協力部

班 名	所 掌 事 務
協 力 班	1 他部の行う災害応急措置に対する応援協力に関すること。 2 町議会との連絡調整に関すること。

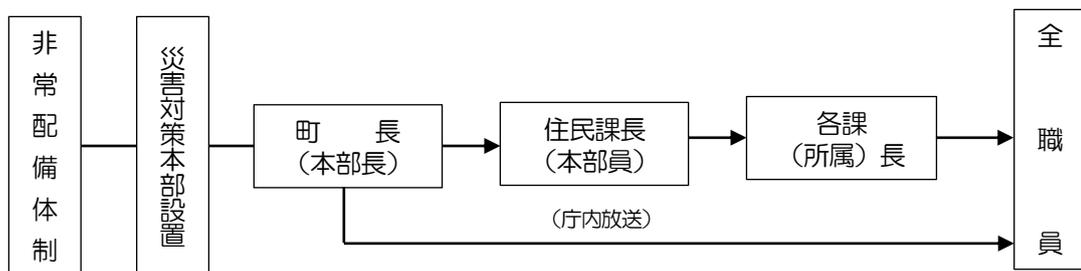
第6 職員の動員計画

1 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

(1) 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

- ア 非常配備体制が指令された場合又は本部を設置した場合、住民課長は、町長（本部長）の指示により、各課（所属）長に対し通知するとともに、庁内放送などにより職員に通知する。
- イ 各課（所属）長は、直ちに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する態勢を整えるものとする。

非常配備等伝達系統



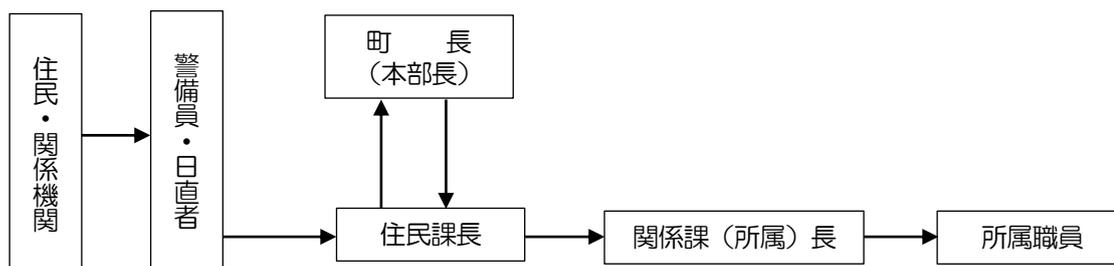
(2) 閉庁又は退庁後の伝達系統及び伝達方法

ア 警備員及び日直者による非常伝達

警備員又は日直者は、次に掲げる情報を察知したときは、住民課長に連絡し、住民課長は町長の指示を仰ぎ、必要に応じて各課（所属）長に通知するものとする。

- (ア) 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき。
 (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
 (ウ) 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。

イ 警備員及び日直者による伝達系統



ウ 職員への指示伝達体制の確保

各課（所属）長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

2 職員の非常登庁

- (1) 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、その状況に応じて指示を待たずに登庁するものとする。
- (2) 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合においては、各課（所属）長又は各班長は、必要に応じ、住民課長に参集状況を報告するものとする。

第7 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請するものとする。

1 協力要請事項

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための避難場所及び被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 収容避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、町長が協力を求める事項

2 協力要請先

- (1) 協力を要請する主な住民組織等は、次のとおりとする。
 - ア 豊頃町社会福祉協議会
 - イ ボランティア団体
 - ウ 行政区
- (2) その他女性団体、青年団体、建設関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

第3節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

第1 特別警報、警報及び注意報

気象等に関する特別警報、警報、注意報及び火災気象通報の発表、伝達等は気象業務法(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)及び消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づき行われるもので、当町における特別警報、警報及び注意報の種類、発表基準、伝達方法等は次によるものとする。

1 予報区

町が該当する一般予報区(※1)及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

区 分	概 要
府県予報区名(担当気象官署)	釧路・根室・十勝地方(釧路地方気象台 帯広測候所)
一次細分区域名(※2)	十勝地方
市町村等をまとめた地域(※3)	十勝中部

※1 一般予報区は、国全域を対象とする全国予報区(気象庁本庁担当)、全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区に分かれている。北海道は全域を対象とする北海道地方予報区(札幌管区気象台担当)と、7つの府県予報区に分かれている。

※2 一次細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

※3 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

2 特別警報、警報及び注意報の種類並びに発表基準

(1) 気象警報発表基準

大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	126
暴風	平均風速	(陸上)	20m/s
		(海上)	25m/s
暴風雪	平均風速	(陸上)	18m/s 雪による視程障害を伴う。
		(海上)	25m/s 雪による視程障害を伴う。
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm	
波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.4m	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 90mm		

※大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。

(2) 気象注意報発表基準

大雨	表面雨量指数基準	6
	土壌雨量指数基準	76
強風	平均風速	(陸上) 12m/s
		(海上) 15m/s
風雪	平均風速	(陸上) 10m/s 雪による視程障害を伴う。
		(海上) 15m/s 雪による視程障害を伴う。
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25m
波浪	有義波高	3.0m
高潮	潮位	1.0m
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	60mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程	200m
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
雪崩	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	4 月、5 月、10 月： (最低気温) 平年より 5℃以上低い。 11 月～3 月： (最低気温) 平年より 8℃以上低い。 6 月～9 月： (平均気温) 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続	
霜	最低気温 3℃以下	
着氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 8m/s 以上	
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

※土壌雨量指数：土壌雨量指数基準値は 1 km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

(3) 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。

(4) 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。

(5) 洪水警報及び注意報

洪水警報	流域雨量指数基準	下牛首別川流域=8.3 旧利別川流域=14.3 牛首別川流域=21.2 農野牛川流域=10.2 湧洞川流域=15.5
	複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	十勝川 [帯広・茂岩] 利別川 [利別]

洪水注意報	流域雨量指数基準	下牛首別川流域=6.6 旧利別川流域=11.4 牛首別川流域=16.9 農野牛川流域=8.1 湧洞川流域=12.4
	複合基準	-
	指定河川洪水予報による基準	十勝川 [帯広・茂岩] 利別川 [利別]

※洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
 ※流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km 四方の領域毎に算出する。

(6) 特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等について一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

発表する特別警報の種類及び発表基準例は、次のとおりである。

なお、噴火警報、緊急地震速報についても特別警報に位置付ける。

一般の利用に適合する特別警報	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
暴風 高潮 波浪 } 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹く、高潮になる、高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける。）

(7) 指定河川洪水予報

河川名	十勝川
基準水位観測所	茂岩橋（帯広・十勝大橋地点）
所在地	豊頃町中央新町1丁目地先（帯広市大通北2丁目2-2地先）

洪水予報の種類	発表基準	水位	求められる行動
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫発生 （レベル5）	氾濫の発生	氾濫水への警戒を求める段階
氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位 （レベル4）に 到達	氾濫危険水位 10.90m (37.40m)	いつ氾濫してもおかしくない状態 （避難勧告 相当）
氾濫警戒情報 （洪水警報）	一定時間後に氾 濫危険水位（レ ベル4）に到達 が見込まれる場 合、あるいは避 難判断水位（レ ベル3）に到達 し、さらに水位	避難判断水位 10.00m (36.80m)	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求 める段階 （避難準備・高齢者等避難開始 相当）

	の上昇が見込まれる場合		
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 (レベル2)に 到達し、さらに 水位の上昇が見 込まれる場合	氾濫注意水位 6.90m (35.20m)	氾濫の発生に対する注意を求める段階

河川名	利別川
基準水位観測所	利別・池田大橋上流100m
所在地	池田町西3条8丁目88

洪水予報の種類	発表基準	水 位	求められる行動
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫発生 (レベル5)	氾濫の発生	氾濫水への警戒を求める段階
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位 (レベル4)に 到達	氾濫危険水位 14.10m	いつ氾濫してもおかしくない状態 (避難勧告 相当)
氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾 濫危険水位(レ ベル4)に到達 が見込まれる場 合、あるいは避 難判断水位(レ ベル3)に到達 し、さらに水位 の上昇が見込ま れる場合	避難判断水位 12.60m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求 める段階 (避難準備・高齢者等避難開始 相当)
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 (レベル2)に 到達し、さらに 水位の上昇が見 込まれる場合	氾濫注意水位 12.60m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※指定河川洪水予報は釧路地方気象台と帯広開発建設部が共同で発表する。

第2 気象警報等の伝達系統及び方法

1 伝達方法及び伝達責任者

豊頃町は、十勝総合振興局及びN T T東日本仙台センタから通報される警報等を受領した場合は、別表第1の系統により地域内の関係機関及び一般住民に対し伝達するものとする。

2 注意報及び警報等を受理した場合

(1) 執務時間中

防災担当課長(住民課長)が受理し、気象予警報等受理票に記入のうえ町長(災害対策本部長)へ報告するとともに必要に応じて関係課長及び機関に通知又は一般住民に周知するものとする。
なお、防災担当課長(住民課長)が不在の場合は、総務課長が受理しこれを行うものとする。

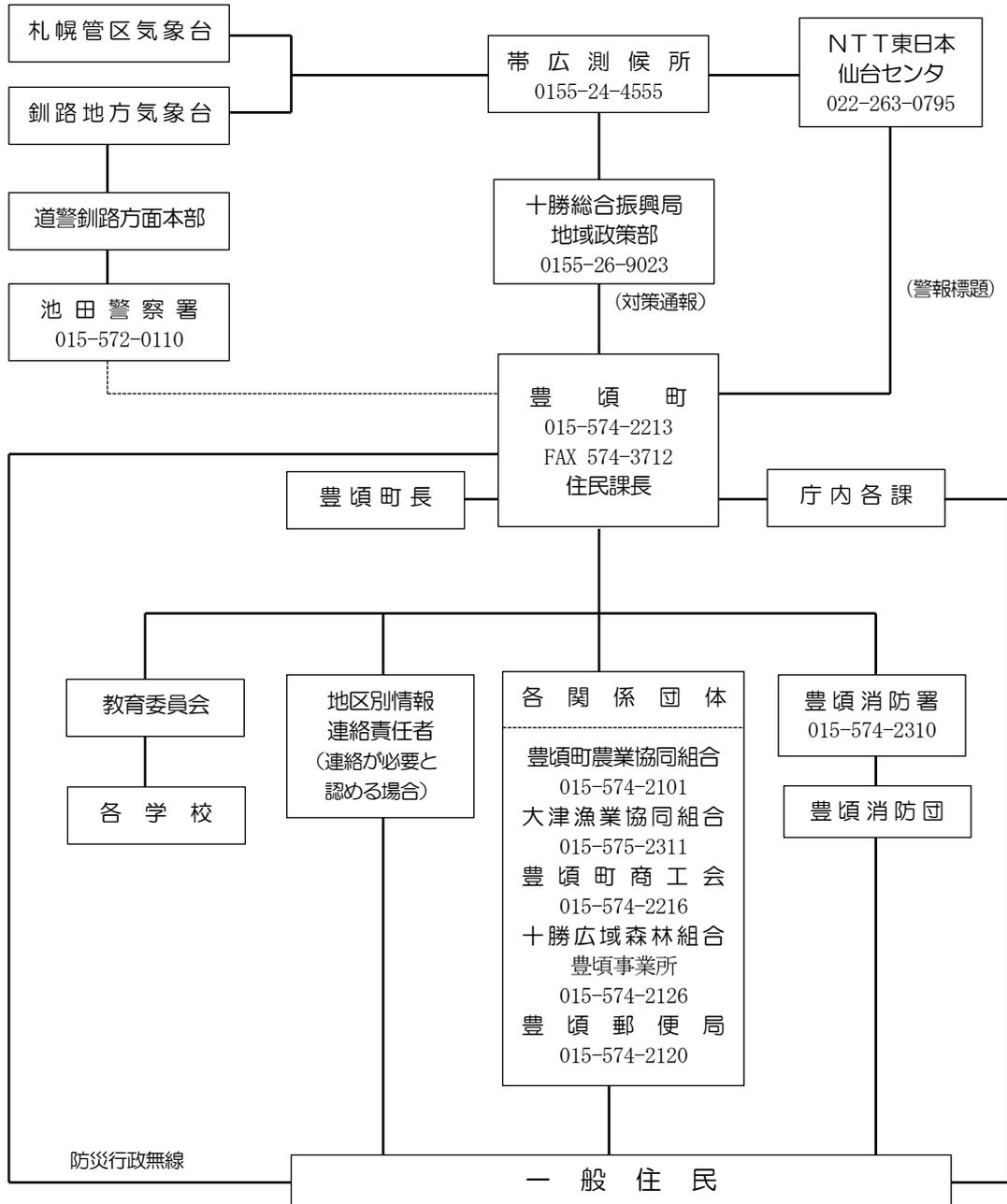
(2) 休日、夜間等の場合

日直者及び警備員が受理し、直ちに防災担当課長(住民課長)に連絡することとする。
気象予警報受理票は次のとおりとする。

気象予警報等受理票

平成 年 月 日 連絡 電話・電報・無線	
発信者	受信者
予警報の種類	発表時刻 時 分
受理事項	
処理方法	

別表第1 気象警報等伝達系統



第3 海上警報

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

種 別	呼 称	説 明
一般警報	海上風警報	気象庁風力階級表の風力7（28～33Kt）の場合
	海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程 500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8（34～40Kt）及び9（41～47Kt）の場合
暴風警報	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力10（48Kt～）以上の場合（熱帯低気圧により風力階級12（64Kt）～の場合を除く。）
台風警報	海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12（64Kt～）の場合
警報なし	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

（注） この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。（例：海上着氷警報）

第4 水防活動用気象警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報

第5 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、市町村が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、総合振興局と気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

第6 水防警報

水防警報指定河川についての水防警報は、北海道開発局又は北海道が発表する。

第7 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

札幌管区気象台が行う火災気象通報の発表及び修了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通知し、管内市町村に通報するものとする。

町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができるものとする。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

第8 気象情報等

1 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報

2 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

3 記録的短時間大雨状況

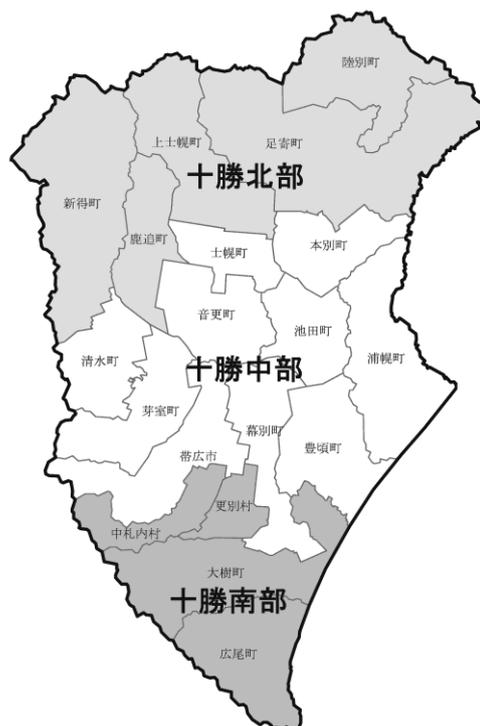
府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報

4 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

情報の有効期間は、発表から1時間である。

※参考 十勝総合振興局管内気象警報・注意報等地域細分図



第9 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務

災害が発生した場合又は異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）の発見者は、遅延なくその状況を町長又は警察官若しくは消防署に通報するものとする。

何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報

異現象発見者から通報を受けた警察官、消防職員は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

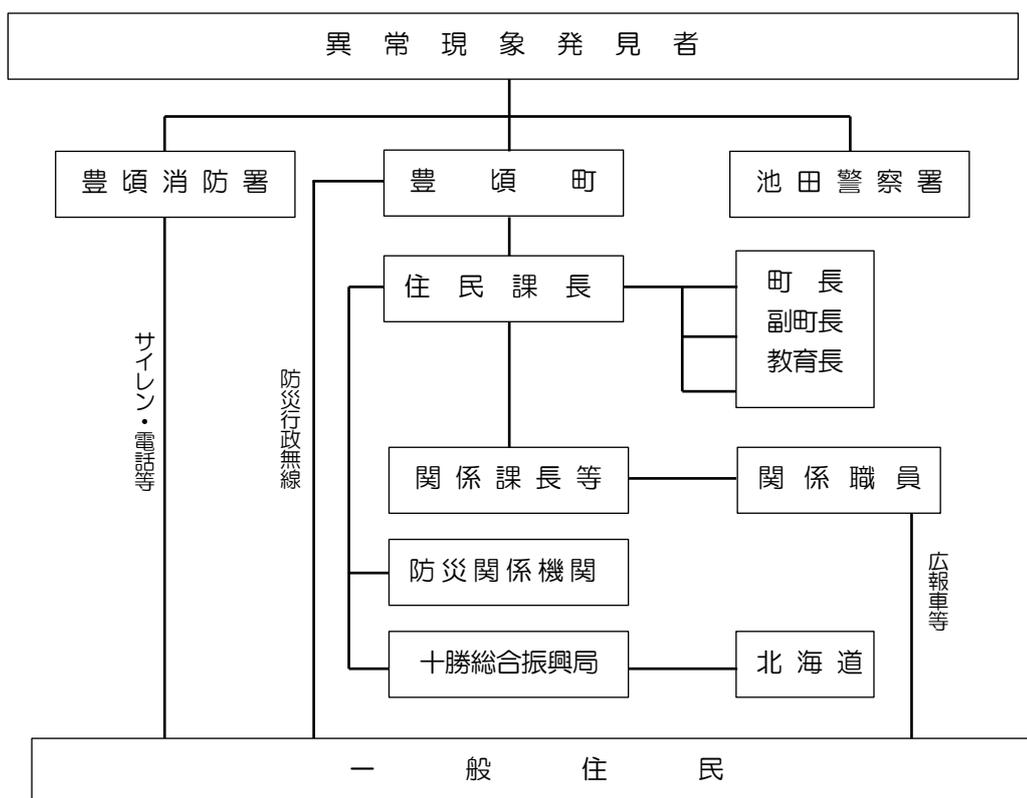
3 町長の通報

(1) 異常現象に関する通報を受けた町長は、十勝総合振興局及び帯広測候所等関係機関に通報するものとする。

(2) 住民に対する災害情報等の周知は、防災行政無線、広報車の巡回、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、消防団、自主防災組織、行政区等への協力依頼（連絡網）、報道機関等により徹底を図るものとし、要配慮者にも配慮した分かりやすく確実な伝達ができるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(3) 職員が、住民、警察官又は消防職員から災害情報等の通報を受理したときは、速やかに住民課に報告し、その指示により処理するものとする。

4 災害情報収集系統図



第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。災害の予防は、災害予防責任者がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

特に、関係機関は、災害時において相互の情報が正確に伝わり、的確な防災対策ができるように、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道及び町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画は、次のとおりとする。

第1 実施責任

町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び災害教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるように努める。

- 1 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- 2 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る知識の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- 3 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- 4 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設、インターネット、SNSの活用
- 3 新聞、広報紙等の活用
- 4 映画・スライド・ビデオ等の作成及び活用
- 5 広報車の巡回
- 6 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布

- 7 研修、講習会、講演会等の開催
- 8 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町地域防災計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助(備蓄)の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア 家庭内、組織内の連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 5 災害の復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 6 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動(災害時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、町長が単独で、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

第1 訓練の実施

訓練は、町が自主的に訓練計画を作成し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種別

災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

1 水防訓練

施設部各班、消防署、消防団等の動員及び各種水防工法、水防資機材の輸送、通報伝達などの訓練を行う。

2 消防訓練

消防訓練については、本章第10節「消防計画」に定めるところによる。

3 災害通信連絡訓練

災害時における気象予報(注意報含む。)、警報等の伝達及び災害情報の通報等を迅速かつ的確に実施するため、第5章第2節「災害通信計画」に基づき訓練を行う。

4 避難救出訓練

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、住民の身体生命を保護するため、第5章第4節「避難対策計画」及び第5節「救助救出計画」に基づき、住民を安全な場所に避難救出するための訓練を行う。

5 非常召集訓練

災害時において、迅速に配備体制を整え得るよう、非常召集の発令、伝達及び動員要領について訓練を行う。

6 総合訓練

各種訓練を組み合わせた総合的な訓練を行う。実施機関は、本部が主体となり関係防災機関が協力する。

7 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

8 その他災害に関する訓練

第3 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第4 民間団体等との連携

町は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を行うものとする。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

町は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時において、住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

第1 食料その他の物資の確保

1 「豊頃町防災備蓄計画」の定めるところにより、行政備蓄の整備に努めるほか、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

2 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具・燃料等の整備に努める。

第3 備蓄倉庫等の整備

防災資機材倉庫等の整備に努める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町長は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する。又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

町長は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。

あわせて、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練などにおいて応援体制を検証し、更なる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

1 豊頃町

- (1) 道や他の市町村への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害時による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

2 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。なお、自主防災組織の普及については、性別を問うことなく幅広い参画への配慮と北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、既存の町内組織を基本とした適正な規模で編成するものとし、あらかじめ組織内の役割分担を定めるものとする。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に関する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切に対応できるよう日頃から訓練を繰り返し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確、かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を行う。

イ 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため消火器の取扱い等消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難、誘導できるよう訓練を実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊等によって下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

地域の地図等を利用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討することで、実践に役立てる。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、一斉防災点検を実施する。

(4) 防災用資機材等の整備、点検

防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努め、災害時に速やかに応急措置をとることができるよう、日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

災害時に地域内で発生した被害の状況等を町及び関係機関に対して迅速にかつ正確に報告し、的確な応急活動を行うため、あらかじめ次の事項を定める。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等への避難後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱、流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対して、火の始末など出火防止のための措置を呼びかけるとともに、火災が発生した場合は、消火器などを使い初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

建物の倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに二次災害に十分注意し、救出活動に努める。また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに必要に応じて救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、地すべり等に注意しながら迅速、かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者等で自力による避難が困難な者に対しては、地域住民の協力を得ながら早期に避難させる。

(5) 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食、救援物資の配布及びその協力

避難が長期間にわたる場合の被災者への炊き出し、救援物資の支援等を円滑に行うため、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりとする。

第1 避難誘導體制の構築

1 避難路の整備等

町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。

その際、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

2 誘導標識の設置等

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

3 安全確保措置の周知等

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

4 協定等の締結

町及び道は、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。

5 児童生徒の避難等

町及び道は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6 就学前の子どもたちの安全な避難等

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第2 避難場所の確保等

1 指定緊急避難場所の指定等

町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、次の点に留意して指定緊急避難場所として指定する。

また、住民に対して、災害の種別に応じて指定していること、発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等の周知に努めるものとする。

- (1) 災害の種別に応じて指定する。
- (2) 地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案する。
- (3) 要配慮者の利用等について考慮する。
- (4) 昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性に配慮する。

2 学校への配慮

学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

第3 避難所の確保

1 指定避難所の指定等

町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

2 指定に当たっての留意点

町は、避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。

- (1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
- (2) 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- (5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

3 要配慮者への配慮

町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、1に加えて次の基準に適合する施設を指定する。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

第4 避難勧告等の住民への周知

1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

- (1) 町長は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。
- (2) 避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域などを表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ・ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5 避難計画

町は、自主防災組織の育成を進めるなど避難体制の確立に努めるとともに、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

1 避難計画の作成

町の避難計画は、次の事項に留意して作成する。

- (1) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配備及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線等による周知
 - イ 緊急速報メールによる周知
 - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - エ 避難誘導者による現地広報
 - オ 住民組織を通じた広報

2 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所の管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

第6 防災上重要な施設の管理等

1 学校、医療機関及び社会福祉施設

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施するなど、日頃から避難体制の整備に万全を期するものとする。

- (1) 避難場所、避難所

- (2) 避難の経路
- (3) 患者等の移送方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

2 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第7 公共用地等の有効活用への配慮

町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、避難場所等、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、次のとおりとする。

第1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいといった状況におかれる場合が見られる。

防災担当課と福祉担当課をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者等と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

1 全体計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

2 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者、又は町の条例の定めにより、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

5 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

6 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

7 福祉避難所の指定

町は、老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

第2 個別対策

1 高齢者、障がい者対策

(1) 防災意識の普及・啓発

高齢者、障がい者及びその介護者に対して、災害時に適切な行動がとれるように、啓発パンフレット配布等による防災教育を徹底するとともに、防災に関する相談や助言について積極的に行う。

(2) 家屋や居室内の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者や障がい者にとっては、災害に備えて家屋や居室内の安全確保をすることは極めて重要である。このため、居室内の家具の転倒防止器具等の取付けの奨励や安全対策に努める。

2 乳幼児、妊産婦対策

(1) 幼児、保護者、保育職員に対する防災教育

防災訓練や防災講座、防災パンフレット等により幼児、保護者、保育職員の防災意識の向上を図る。

(2) 地域ぐるみの避難援助体制づくり

家庭や保育施設における避難体制を迅速にするため、地域の防災訓練等通じて町内会や保育所等、地域ぐるみでの乳幼児避難援助体制の確保に努める。

(3) 施設の安全確保

保育所の施設については、建物の耐震化、施設内の電気器具、窓ガラス及び備品等に対する安全対策に努める。

第3 援助活動

1 要配慮者の確認、早期発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者の所在、連絡先を確認し、安否の早期確認に努める。

2 避難場所への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、避難所への移動、病院への移送及び施設等への緊急入所の措置を講ずる。

3 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

4 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

5 応援依頼

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村へ応援を要請する。

第4 社会福祉施設等の対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる要配慮者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資材の整備に努める。

2 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

3 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

4 防災教育、防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害時に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第5 外国人に対する配慮

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努める。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等に関する計画は、次のとおりとする。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備する。
- 2 情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有する。
- 3 関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 町及び防災関係機関

- 1 高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防ぎよするため必要な措置事項は次のとおりとする。

第1 予防対策

建築物が密集し火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、建築物の不燃化の推進を図る。

また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として火災の延焼の防止を図る。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

また、国、道及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第10節 消防計画

この計画は、消防機関がその施設及び人員を活用して、水・火災、地震等災害に対処して迅速かつ効果的に活動し、住民の生命、身体及び財産への被害を軽減するよう、その任務を果たすことを目的とする。

第1 消防体制の整備

1 消防計画整備方針

町は、消防の任務を遂行するため、町区域の地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう町消防計画の一層の充実を図る。

2 消防計画の作成

1の方針により火災予防及び火災防ぎょを中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成するものとする。

3 消防の対応力の強化

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第二次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。

第2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

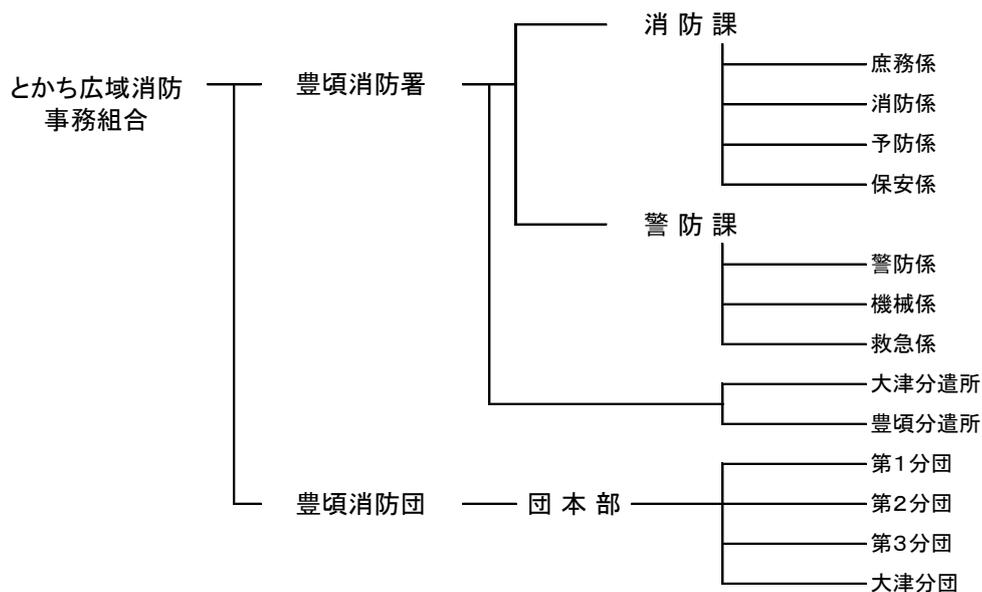
また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

1 消防組織及び消防施設等

消防組織及び消防施設等については、次のとおりである。

(1) 消防組織

(平成30年4月1日現在)



(2) 消防施設等

ア 消防署及び消防団等

名 称	所 在 地
豊 頃 消 防 署	茂岩本町 116 番地
大 津 分 遣 所	大津寿町 1 番地
豊 頃 分 遣 所	豊頃旭町 156 番地

団及び分団名称	所 在 地
豊頃消防団本部	茂岩本町 116 番地
第 1 分 団	茂岩本町 116 番地
第 2 分 団	豊頃旭町 156 番地
第 3 分 団	十弗宝町 41 番地
大 津 分 団	大津寿町 1 番地

イ 現有人員と機材

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

人員・機械別 署・団別	署・団員定数	消 防 ポ ン プ 自 動 車 等 の 機 械										計
		水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付水槽車	水槽車	小型動力ポンプ	小型動力ポンプ付積載車	高規格救急車	指令車	広報車	その他車両	
消 防 署	17	1		1	1			1	(1)	1	1	6
大 津 分 遣 所		(1)					(1)					(3)
豊 頃 分 遣 所		(1)					(1)					(3)
計	17	1		1	1			1	(1)	1	1	6
豊頃消防団本部	6								1			1
第1分団	23	1					1					2
第2分団	21	1					1					2
第3分団	9		1									1
大津分団	19	1					1					2
計	78	3	1				3					7
合 計	署 17	1		1	1			1		1	1	6
	団 78	3	1				3					8

※カッコ内は再掲

ウ 消防用水利

水利区分		地域・分団		茂岩	中央	豊頃	十弗	大津	合計
		第1分団	第2分団	第3分団	大津分団				
防火水槽 (箇所)	公設	40t 以上	18	6	6	5	9	44	
		40t 未満							
	私設	40t 以上							
		40t 未満							
	合計		18	6	6	5	9	44	

2 消防施設の配備

消防施設の配備については、次のとおりである。

(平成30年4月1日現在)

区 分	茂 岩	中央・豊頃	十 弗	大 津
消 防 署	○			
分 遣 所		○		○
消 防 団 本 部	○			
分 団 詰 所	○	○	○	○
水槽付消防ポンプ自動車	○	○		○
消 防 ポ ン プ 自 動 車			○	
小型動力ポンプ付水槽車	○			
水 槽 車	○			
小型動力ポンプ付積載車	○	○		○
高規格救急車	○			
指 令 車	○			
広 報 車	○			
通 勤 連 絡 車	○			
救 助 船	○			○
消 防 無 線	○	○	○	○
無 線 サ イ レ ン	○	○	○	○

第3 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立指導等、防災思想の普及に努める。

1 予防査察の強化指導

消防法（昭和23年法律第186号）に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該地域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

2 防災思想の普及

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、消防機関は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

(1) 地震等による火災の防止

- ア 一般家庭に対して予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防水の確保を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、地震時等における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- イ 地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、消防機関は、地震時の火の取扱い及び耐震自動消火付暖房器具を使用するよう指導を強化する。

(2) 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、各事業所に対する防災に関する研修会及び消防訓練の指導並びに防火チラシ、ポスター等の防火資料を配布して防火思想の普及徹底に努める。

(3) 民間防火組織による普及

町内会、職域自衛消防組織等の結成促進を図り、さらに危険物安全協会、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の結成促進を通じ積極的に防火思想の普及拡大に努める。

(4) 防火組織の育成指導

各防火協力団体に対して研修会、講習会、防火映画の開催、消火・避難の訓練、指導等防火組織の育成強化に努める。

(5) 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会等を通じて防火・防災思想の向上とその対策を推進する。

第4 警報発令伝達

1 火災警報発令条件

とちか広域消防事務組合豊頃消防署長は、消防法第22条第2項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令することができる。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下にして、最小湿度が30パーセント以下となり、最大風速毎秒7メートル以上のとき。
- (2) 平均風速毎秒12メートルの風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (3) 気象警報が発令され、現にその状況が火災予防上必要と認めたとき。

2 警報の伝達及び周知

火災警報を発令した場合の伝達及び周知の方法は、組計画に基づき行うものとする。

3 解除

とちか広域消防事務組合豊頃消防署長は、気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

第5 警防活動

火災等の警戒及び鎮圧のため、おおむね次の警防活動を行う。

1 消防職員、消防団員の召集

災害の規模に応じ、消防職・団員を召集して、消防隊を編成し、消防力の強化を図る。また、火災等の出動は組合計画に基づく出動区分によるものとする。

参 考 消防団員召集サイレンパターン

種 別	吹 鳴	吹鳴回数等	摘 要
建 物 火 災	近火信号	3秒(吹鳴)－2秒(停止)	12回(1分間)
	出場信号	5秒(吹鳴)－6秒(停止)	6回(1分間) (応援信号)
林 野 火 災 (野火含む。)	出場信号	3秒(吹鳴)－2秒(停止)	12回(1分間)
	その他の信号	10秒(吹鳴)－2秒(停止)	5回(1分間)
津 波	警報(大津波)	3秒(吹鳴)－2秒(停止)	12回(1分間)
	警報	5秒(吹鳴)－6秒(停止)	6回(1分間) (応援信号)
地 震・風水害・捜 索	30秒間連続(地震は震度5強以上)		

2 救助及び救急活動

災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送する。

3 避難誘導

住民及び罹災者等の避難誘導等は、組合計画に基づくものとする。

4 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止に努める。

第6 相互応援協定

消防機関は、不測の大規模災害及び隣接地域における災害を最小限にとどめるため、災害発生時において、必要に応じ、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関又は他の市町村へ応援を要請する。また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援(ヘリコプター)、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請するよう依頼する。

第7 教育訓練

町及び道は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力である消防職・団員の資質と能力の向上を図り、消防人としての陶冶、学術、技能の修得、体力、気力の練成、規律を保持し、もって能率的な防災活動を遂行でき得るようするため「消防学校における教育訓練の基準」等に基づき教育訓練を実施するものとする。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次のとおりとする。

第1 現況

1 重要水防河川及び重要水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により、災害が予想される重要水防河川及び重要水防区域は、「資料編 資料17 災害危険区域等 2 重要水防河川 3 重要水防区域」のとおりである。

2 低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により、災害が予想される低地帯の浸水予想区域については、「資料編 資料17 災害危険区域等 4 低地帯の浸水予想区域」のとおりである。

第2 予防対策

1 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

2 気象等特別警報・警報・注意報及び情報等を住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

第3 北海道開発局、道

北海道開発局及び道は、水防法に基づき指定した気象庁と共同で洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、町長に通知するものとする。

第4 水防計画

水防に関する計画は、「豊頃町水防計画」の定めるところによる。

第12節 風害予防計画

風による公共施設等の災害を予防するための計画は、次のとおりとする。

第1 予防対策

国、道及び町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

1 国（北海道森林管理局）、北海道

風害（霧害を含む。）を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

2 北海道

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の育成保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

3 町及び北海道

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

4 町及び施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害対策計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪等による交通遮断等の災害を防止し、公共輸送を確保するための対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

第1 予防対策

1 除雪路線実施区分

(1) 国道

北海道開発局所管に関わる道路は、帯広開発建設部が行う。

(2) 道道

北海道所管に関わる道路は、十勝総合振興局帯広建設管理部が行う。

(3) 町道

豊頃町（施設課）が行う。

ア 除雪機械等の出動基準

区分	昼 夜	備 考
除雪全路線	10cm 及び 10cm を超えるおそれのあるとき	除雪は、緊急を要する公共施設を最優先し、幹線町道、生活路線、通学路線（スクールバス路線）、住宅団地路線の1車線確保を行った後、他の路線についても1車線の確保を行う。その後逐次、車線の拡巾を行うものとする。

ただし、上記除雪基準のほか、降雪による道路状況の変化、気象状況等により除雪作業の実施又は中止をすることがある。

イ 歩道除雪

降雪量が10cm以上に達し、歩道の歩行が困難となったとき。

2 除雪実施目標

(1) 第1次目標

期間 11月～12月中旬

目標 除雪機械車両等の整備点検

(2) 第2次目標

期間 12月から3月まで

目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

3 排雪

排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 雪捨場は、交通の支障のない場所を選定すること。

(2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上、決定するものとし、投下の際には洪水災害の防止に努めなければならない。

第2 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する気象等特別警報・警報・注意報及び現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

1 町災害対策本部の設置

町長は、本部設置基準により、次の状況を勘案し、必要と認めたとき、本部を設置するものとする。

(1) 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

(2) 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から特に緊急、応急措置を要するとき。

2 町の対策

町長は、雪害対策を積極的に実施するため、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- (4) 積雪における消防体制を確立すること。
- (5) 雪害発生時における避難、救出、食料、燃料等の供給及び応急措置の体制を整えること。
- (6) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講じること。
 - ア 食料、燃料等の供給対策
 - イ 医療助産対策
 - ウ 応急教育対策
- (7) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- (8) 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

3 交通規制

池田警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止、駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

第14節 融雪災害予防計画

水防計画に定めるほか、融雪期における融雪による河川の出水等の災害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

第1 予防対策

1 気象情報の把握

融雪期においては、関係機関の水防警戒により地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 連絡体制等の確立

災害の発生又は発生のおそれがある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。

3 避難勧告等の発令整備

融雪災害時に適切な避難勧告、避難指示（緊急）の発令ができるようにしておくこと。

4 重要水防区域内等の警戒

重要水防区域内及び雪崩、地すべり等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町及び消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に、巡視警戒を行うものとする。
- (2) 池田警察署等の関係機関と密接な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法を事前に検討しておくものとする。
- (3) 雪崩、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、道水路等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合又は流水による橋梁の流失を防止するため、融雪出水前に河道、道水路内の除雪、結氷の破碎等を行い、流下能力の確保を図るものとする。
- (4) 融雪出水前樋門、樋管等の操作点検を実施するものとする。

5 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

6 広報活動

町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

7 水防資機材の整備、点検

町長（施設部土木班担当）及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備、点検を行うとともに関係機関及び資機材保持業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

第2 応急対策

防災関係機関は、融雪出水、雪崩等による災害が発生した場合は、お互いに緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずる。また、住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想される場合は、自主避難を勧めるとともに住民の避難等の応急対策を行う。

第15節 高波、高潮等災害予防計画

高波、高潮等による災害の予防計画は、次のとおりである。

第1 予防対策

- 1 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- 2 住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、市町村計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第2 高波、高潮、津波等危険区域

海岸地域で、高波、高潮、津波等により、災害が予想される危険区域については、「資料編 資料17 災害危険区域等 5 高波、高潮、津波等危険区域」のとおりである。

第16節 土砂災害予防計画

土砂による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

本町における土砂災害警戒区域等の指定箇所は次のとおりである。

区 分	箇 所 数
地すべり危険箇所	36
急傾斜地崩壊危険箇所	14
土石流危険溪流等予想箇所	138

1 地すべり及び急傾斜地崩壊危険箇所

降雨、地質等が原因で、土砂崩れ、地すべり、崖崩れ等による災害が予想される区域については、「資料編 資料17 災害危険区域等 6 土砂災害関係」のとおりである。

2 土石流危険溪流等予想箇所

降雨、地質等が原因で、土石流による災害が予想される土石流危険溪流等予想区域については、「資料編 資料17 災害危険区域等 6 土砂災害関係」のとおりである。

第2 予防対策

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒、避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

- 1 町地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、要配慮者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。
- 2 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関すること、避難施設・避難場所、避難路・避難経路に関すること、避難訓練、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等に関する事項について定めるものとする。
- 3 町地域防災計画において、警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- 4 町は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- 5 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定するものとする。

第3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、一度、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながるため、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

- (1) 住民に対し、土砂災害警戒区域等及び地すべり防止区域等の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (2) 危険区域等の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難）などの周知・啓発を図る。

2 がけ崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が多発する傾向にあり、一度、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながるため、次のとおりがけ崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

- (1) 住民に対し、土砂災害警戒区域等及び土石流危険渓流等予想箇所等の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (2) 危険区域等の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

3 土石流予防計画

住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所及び避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、防災関係機関と連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難勧告、避難指示（緊急）ができるようにしておくこと。
- 2 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

道路管理者は、一般国道、道道、町道との整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。また、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

雪崩や地吹雪による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進し、冬期交通の確保を図る。

(3) 雪上交通手段の確保

積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、山間部では孤立する集落が発生することが予想される。そのため、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 避難所等及び避難路の確保

積雪期における避難所等及び避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

避難所における暖房等の需要増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

3 避難所の運営

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のための応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第 18 節 複合災害に関する計画

町をはじめ、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

複合災害とは、同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。

第 1 予防対策

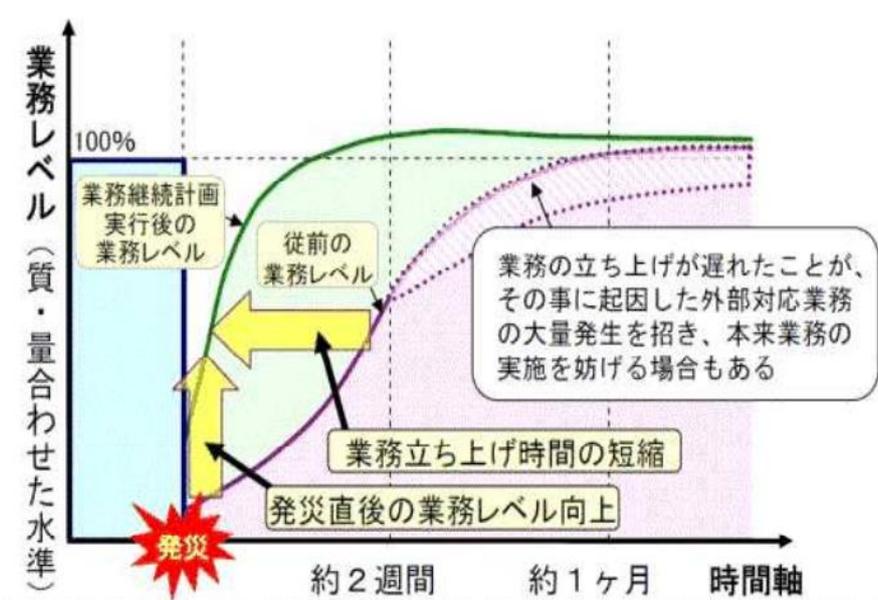
- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- 3 町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第19節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集及び伝達計画

災害応急対策等の実施のために行う必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等に関する計画は、次のとおりとする。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムの構築に努める。

1 町の災害情報等収集及び連絡

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を知事（十勝総合振興局長）に報告するものとする。

また、知事（十勝総合振興局長）は、大規模災害が発生した場合等において、必要と認めるときは、町に連絡員等を派遣するなど、災害情報等の収集に努めることとする。

(2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

2 地区別情報等連絡責任者

災害情報、被害状況等の迅速な伝達を行うため、地域の責任者を行政区長とする。

- (1) 地区内の防災に関する情報の通報
- (2) 災害情報の収集及び伝達についての協力
- (3) 応急対策についての協力

災害発生時の措置：発災直後の情報収集、連絡・活動体制の確立と並行して、人命の救助、救急、医療、消火等の活動

- (4) 被害状況調査等についての協力

第2 災害等の内容及び通報の時期

1 災害対策本部設置

(1) 災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

(2) 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

2 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- (2) 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

3 町の通報

- (1) 町は、119番通報の殺到時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- (2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとする。ただし、消防庁「即報基準」に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報収集機能を活用し、迅速・的確な災害情報等を相互に交換するものとする。特に道は、被災市町村から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、情報収集のため、被災地に職員を派遣するなど、必要な措置を講じるものとする。

○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の報告先】

区分	平日 (9:30~18:15)	平日 (左記以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T 回線	03-5253-7527、03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777、03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線	7527、7537 (FAX)	7782、7789 (FAX)

区分	平日 (9:30~18:15)	平日 (左記以外)・休日
北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)	衛星専用電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537 (FAX)	衛星専用電話機 (FAX) より 1-6-048-500-7782 1-6-048-500-7789 (FAX)

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T 回線	03-5253-7514、03-5253-7553 (FAX)

○災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本町が軽微であっても十勝総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示のあった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は別表第1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表第2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表第2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表第3のとおりとする。

※別表第1～3については、「資料編 資料18 災害情報等報告様式等」参照のこと。

第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び被害報告等の通信連絡並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達の方法については、次に定めるところによる。

第1 通信手段の確保等

町は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による連絡

(1) 非常扱いの通話

天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話

(2) 緊急扱いの通話

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話

(3) 非常・緊急通話の利用方法

ア 02番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータが出たら

（ア）「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。

（イ）あらかじめ指定した登録電話番号と機関名を告げる。

（ウ）通話先の電話番号を告げた後に通話内容を伝える。

ウ NTTコミュニケータが一度切って待つよう案内する。

エ 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータが出たら

（ア）「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる

（イ）あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者を告げる。

（ウ）届け先、通信文等を申し出る。

第3 専用通信施設の利用

1 無線通信施設

豊頃町防災行政無線	親局（1局）		
〃	中継局（1局）		
〃	固定局（拡声子局8局及び役場庁舎、遠隔制御器1局）		
超短波無線電話	基地局（1基）	豊頃消防署	
〃	固定局（親器1、子器9）	〃	
〃	移動局（卓上型2局、車載型14局、携帯型6局）	〃	〃

2 池田警察署

警察機関の専用又は無線電話により通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

3 陸上自衛隊の通信施設

北部方面総監部、師団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

4 鉄道電話による通信

鉄道所属の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。

5 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社本店・支店、営業所、電力センター等を経て行う。

6 東日本電信電話株式会社の設備による通信

東日本電信電話株式会社北海道事業部が防災関係機関（市町村等）の重要通信を確保する為所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。

7 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記の1から6までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局及びアマチュア無線局等による通信を利用して行う。

第4 通信途絶の連絡方法

1 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、町から第2から第3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出
- (2) 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

2 町の対応

町は、1の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- (1) 移動通信機器の借受を希望する場合
 - ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ 借受希望機種及び台数
 - ウ 使用場所
 - エ 引渡場所及び返納場所
 - オ 借受希望日及び期間

- (2) 臨機の措置による手続を希望する場合
 - ア 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - イ アに係る申請の内容

3 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時には、被災者等に対して正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

また、町及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、第5章第1節「災害情報収集及び伝達計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- 1 報道機関その他関係機関及び広報班取材による写真の収集
- 2 その他災害の状況に応じて職員の派遣による資料の収集

第2 災害広報及び情報等の提供

1 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にし、被災者のニーズを充分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対して広報活動を実施する。

また、要配慮者への伝達に十分配慮する。

2 広報事項

- (1) 被害の区域・状況
- (2) 二次災害の危険性
- (3) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始
- (4) 避難場所・避難所
- (5) 医療機関等の生活関連情報
- (6) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- (7) 交通規制
- (8) 被災者生活支援に関する情報
- (9) その他必要な事項

3 住民等に対する広報の方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞、広報車両、郵便局、インターネット、防災行政無線等）を充実・強化するほか、防災情報システムのメールサービスを利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障がい者等要配慮者への情報伝達には、十分配慮する。

4 相談窓口等の開設

住民等からの被害情報、生活関連情報等の問合せ、意見、要望等に対応するため、必要に応じて相談窓口等を開設し、災害対策に反映させるものとする。

5 報道機関に対する情報の発表の方法

- (1) 収集した被害状況、災害情報等は、その都度次の事項を報道機関に対して発表する。
 - ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
 - イ 災害発生の場所又は被害激甚地域
 - ウ 被害調査及び発表の時限
 - エ 被害状況
 - オ 救助法適用の有無
 - カ その他判明した罹災地の情報

- キ 応急、恒久対策の状況
- ク 本部の設置又は廃止
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞、ラジオ、テレビの放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して、積極的に、情報・資料の提供を行い協力するものとする。

6 道及び中央機関に対する広報

道(十勝総合振興局)及び中央の諸機関等に対しては、災害情報資料等を提供し災害実態の周知に努めるものとする。

7 記録映画、記録写真等の作成

災害の状況により必要がある場合は、災害記録映画、災害記録写真等の作成を行うものとする。

8 広報担当班

本部の広報を担当する班は、広報班をもって充てる。

- (1) 広報は、本部長の承認を得て行う。
- (2) 広報担当者は、災害情報及び被害状況について庁内放送等を利用して一般職員にも周知する。

第4 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町又は道に対し、照会者の氏名・住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町又は道は、(3)に関わらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての対応

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 避難対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりとする。

第1 避難実施責任及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護及び災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、次により避難勧告等を行う。

町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

1 町長

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。
 - ア 避難のための立退きの勧告又は指示
 - イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
 - ウ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示
- (2) 避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。
- (3) 上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに知事（十勝総合振興局長）に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。)
- (4) 水防管理者が避難のための立退き指示をする場合は、池田警察署長にその旨を通知する。
- (5) 避難の勧告、指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速、かつ的確に伝達する。

2 知事又はその命を受けた道職員

- (1) 洪水、高潮、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる地域の居住者に対し、立退きの指示をすることができる。
- (2) 知事は、上記ア以外の災害の場合でも、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。

救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。
- (3) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力要請する。

3 警察官又は海上保安官

- (1) 警察官又は海上保安官は、1（2）により町長から要請があったとき、又は町長が立退指示をできないと認めるときは、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。

- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

4 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町長等、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

5 消防職員、消防団員

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる（消防法第28条）。

また、津波警報等が発表されたときは直ちに初期活動を開始し、危害を受けるおそれのある者に対し、避難勧告等の発令を周知徹底するものとする。

第2 避難措置における連絡、助言、協力

1 連絡

知事（十勝総合振興局長）、町長、北海道警察本部長（池田警察署長）は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合は、相互にその旨を通報・連絡するものとする。

2 助言

(1) 町

町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

(2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、道は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難勧告等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

3 協力、援助

(1) 北海道警察（池田警察署）

池田警察署長は、町長が行う避難の勧告及び指示について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行

うものとする。

第3 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

1 避難勧告等発令基準

避難準備、勧告及び指示発令の判断基準は別表のとおりであるが、この運用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と相互に情報交換すること。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣町村で災害が発生していないか等広域的な状況把握に努めること。
- (3) 巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた雨雲等の情報、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難準備、勧告及び指示の発令判断基準

区分	発令時の状況	判断基準	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報が発表されたとき。 ・避難勧告・指示が発令される前の段階において、次の状況が確認されるとき。 <ol style="list-style-type: none"> 1 地震等による火災が発生したとき。 2 洪水警報が発表され、河川が一定時間後に警戒水位に達すると予想されるとき。 3 土砂災害警報情報の前段である大雨情報（土砂災害）が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は避難行動を開始） ・上記以外の者は、家庭等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報が発表されたとき。 ・津波警報が発表されたとき。 ・津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生の可能性があるると判断される震度を覚知し、避難を要すると判断されたとき。 ・地震等による火災が延焼拡大のおそれがあるとき。 ・地すべり、がけ崩れ、宅地崩壊等のおそれがあるとき。 ・河川が氾濫注意水位を超え、なお、水位が上昇するおそれがあるとき。 ・土砂災害警戒情報の発表及び前兆現象等から、地すべり、がけ崩れ、宅地崩壊等による人的被害が発生する可能性があるると判断されたとき。 	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始

避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報が発表されたとき。 ・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・河川が避難判断水位に到達したとき。 ・大雨特別警報等の特別警報が発表され、高潮、浸水害、土砂災害等により人命の危険が差し迫っていると判断される時 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は、生命を守る最低限の行動
--------------	---	---	--

2 避難勧告等の伝達方法

町長は避難の勧告又は指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得て、防災行政無線、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

(1) 報告、指示事項

ア 避難勧告、指避難示(緊急)、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容

イ 避難場所等及び避難経路

ウ 火災、盗難の予防措置等

エ 携行品等その他の注意事項

(ア) 携行品は限られたものだけにする。(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、ラジオ)

(イ) 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具を携行する。

(ウ) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合等、あらかじめ住民に周知しておく。

(2) 伝達方法

ア 放送、電話等による伝達

NHK、民間放送局に対し、勧告、指示を行った旨を連絡、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送するよう協力を依頼するとともに、防災無線、電話等を通じ、伝達する。

イ 広報車による伝達

町、消防機関、警察等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

ウ 伝達員による個別伝達

避難を勧告、指示したときが夜間、停電時等全家庭に対する完全周知が困難であると予想される場合は、災害対策本部員、消防職・団員等で班を編成し、個別に伝達するものとする。

第4 避難所等の開設等

避難所等は、緊急時における緊急避難場所と収容避難のための避難所に区分し、災害の種別、規模等その他の状況を判断し指定するものとする。

1 指定緊急避難場所

町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

2 指定避難所

(1) 町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮して指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

- (2) 要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとし、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (3) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

3 避難所等一覧

指定避難所及び指定緊急避難場所、福祉避難所は、別表のとおりとする。

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たるが、避難立退きに当たっては、避難誘導者は、人命の安全を第一に、円滑な立退きについて適宜指導する。避難誘導の際、自力避難が困難な避難行動要支援者をあらかじめ把握するとともに、事前に援助者を定めておく等、危険が切迫する前に避難できるよう支援体制の整備に配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

2 移送の方法

(1) 小規模な場合

避難は、各個に行うことを原則とするが、自力で避難、立退きが困難な避難行動要支援者等の場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、車両等によって行う。

(2) 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できない場合は、他の市町村又は道に対し応援を求めて実施する。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (1) 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送

(3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第7 避難路及び避難場所等の安全確保

住民の避難に当たっては、避難誘導に当たる町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路及び避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第8 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第9 避難所の運営管理等

避難所を開設したときは、直ちに当該避難所に支援部避難対策班を派遣し、避難住民の収容、実態把握、保護等に当たるとともに、本部との情報連絡を行う。

1 町は、各避難所の適切な管理運営を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

3 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

4 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置等の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- 5 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備などによる避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- 6 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- 7 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 8 町及び道は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第10 道（十勝総合振興局）に対する報告

- 1 避難勧告等を町長が発令したときは（町長以外の者が発令したときは町長経由）、次の事項を知事（十勝総合振興局長）に報告する。
 - (1) 避難勧告等の発令者
 - (2) 発令の理由
 - (3) 発令日時
 - (4) 避難対象地区
 - (5) 避難先
 - (6) その他必要事項
- 2 避難所を開設したときは、次の事項を知事（十勝総合振興局長）に報告する。
 - (1) 開設場所及び日時の把握
 - (2) 開設箇所数及び収容人員（避難所の名称及び当該収容人員）の把握
 - (3) 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

第11 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。
- (2) 道内広域一時滞在中の協議をしようとするときは、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後、速やかに報告するものとする。
- (3) 町長は、協議先市町村長から道内広域一時滞在中の受入決定の通知を受けたときは、その内容を告示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (4) 町長は、道内広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長に通知する。あわせてその内容を告示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (5) 道内広域一時滞在中の協議を受けたときは、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関する機関等に通知する。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (6) 町長は、協議元市町村から道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の実施すべき措置を代わって実施する。
- また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引継ぎを行うものとする。
- なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都道府県知事（以下「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて、協議を求めるものとする。
- (2) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事はあらかじめ内閣総理大臣に報告する。
- ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後、速やかに報告するものとする。
- (3) 町長が道外広域一時滞在外の要求をしたときは、知事は、協議先知事との協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。
- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に係る機関等に通知する。
- また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。
- (7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

道及び町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引継ぎが行われるものとする。

<指定避難所及び指定緊急避難場所一覧>

津波	洪水	土砂	施設の名称	面積 (㎡)	収容 人員	施設の所在地	電話番号	避難対象地区
	○	○	アメニティホール	183	60	茂岩新和町129	574-2985	茂岩一区～六区
○	○	○	豊頃町える夢館	3,990	1,330	茂岩本町166	579-5801	牛首別区、茂岩南区
	○	○	豊頃町総合体育館	3,023	1,000	茂岩本町167	574-2480	特養職員及び入所者
		○	こどもプラザとよころ	3,233	1,070	茂岩栄町4	574-3931	
		○	牛首別農作業管理休養施設	105	30	牛首別150-3		(499世帯 1,145人)
		○	中央区コミュニティセンター	302	100	中央新町41-1	574-2233	中央一区～三区
		○	豊頃中学校	3,993	1,330	中央若葉町11	574-2427	
		○	豊頃小学校	3,098	1,030	中央若葉町21	574-2619	(228世帯 515人)
		○	豊頃地域コミュニティセンター	750	250	豊頃旭町1	574-3358	豊頃一区～三区
○	○	○	豊頃農作業管理休養施設	113	30	豊頃623-3		豊頃区、上幌岡区
		○	上幌岡農作業管理休養施設	113	30	幌岡74		下幌岡区
		○	下幌岡農作業管理休養施設	113	30	幌岡703-5		(224世帯 481人)
	○	○	礼文内地域コミュニティセンター	162	50	礼文内112	574-2633	礼文内区、十弗西区
		○	十弗西区農作業管理休養施設	124	40	北栄444-1		十弗町内区
	○	○	十弗農業センター	438	170	十弗宝町107-2	574-3119	(125世帯 342人)
○	○	○	大津地域コミュニティセンター	696	230	大津幸町13-1	575-2021	大津一区～三区
○		○	大津小学校	2,486	820	大津幸町101	575-2020	
◎			大津港町築山津波緊急避難場所	6,000		大津港町31-1		
◎			トンケン津波緊急避難場所	9,500		長節738		
◎			国道336号津波緊急避難場所	4,456		長節1087-10		(142世帯 299人)
		○	二宮東区農作業管理休養施設	105	30	二宮1150-2		二宮東区、二宮中央区
		○	二宮構造改善センター	530	170	二宮830	574-3115	二宮西区
		○	二宮西区農作業管理休養施設	113	30	二宮3803-2		
	○	○	二宮報徳館	1,632	540	二宮2460	574-3126	(84世帯 270人)
	○	○	農野牛老人憩の家 (一部茂岩地区避難所)	126	40	農野牛1028	574-3117	農野牛区、下農野牛区 (32世帯 89人)
	○	○	礼作別研修センター	91	30	礼作別425		礼作別区、統内区
	○	○	統内生活センター	297	100	統内1561	574-3116	二里塚区、平和区
	○	○	平和近隣センター	121	40	統内608		(79世帯 223人)
○	○	○	湧洞酪農センター	113	30	湧洞651		湧洞区 (12世帯 29人)
○	○	○	長節酪農センター (一部大津地区避難所)	121	40	長節529		長節区 (21世帯 39人)
○		○	旅来酪農センター	172	50	旅来282		旅来区 (14世帯 33人)

- 1 世帯数及び人口は、平成30年4月1日現在による。収容人員は、一人当たり3㎡として算出
- 2 ○印は、災害種別ごとの指定避難所等を示すが、災害の状況により、他の公共施設等の安全な場所に収容することがある。
- 3 津波避難場所の◎印は、(大)津波警報等が発令された場合の指定緊急避難場所を示す。

<福祉避難所一覧>

施設名	電話番号	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (名)
特別養護老人ホームとよころ荘	574-2627	茂岩 49-78	37.57	4
地域密着型介護老人福祉施設はるにれ Toyokoro	574-2220	茂岩栄町 5-2	16.25	2

第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び防災関係機関の長が実施する応急措置は、この本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員
- 2 消防機関、水防団の長その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官及び海上保安官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町等の実施する応急措置

町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び市町村地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防ぎよ又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。

また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

- (1) 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。
また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。
- (2) 町長等は、上記(1)の規定により警戒区域を設定しようとする場合、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。
- (3) 町長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。
- (4) 町長等は、住民の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。
- (5) 町長等以外の者が代わって警戒区域設定等の職務に当たる場合の設定要件・内容は、次のとおりである。

町長等以外の者による警戒区域の設定要件

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
知事	○災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。	基本法第73条
消防吏員又は消防団員	○火災又は水災を除く他の災害の現場においては、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第28条・第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じることができる。	水防法第21条
警察官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができる。直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。この場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知する。 ○火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。 ○水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。	基本法第63条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条 消防法第28条・第36条 水防法第21条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。	基本法第63条

第6節 救助救出計画

災害の発生によって生命、身体が危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりとする。なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地区の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助救出に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 池田警察署

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

2 広尾海上保安署

海上における遭難者の救助救出を実施する。

3 北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て、適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

4 町及び豊頃消防署

町（災害救助法が適用された場合を含む。）及び豊頃消防署は、災害により生命、身体が危険な状態となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は救護所に収容する。また、救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、道等に応援を求める。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町は、職員の安全確保を図りつつ、警察署との連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を必要とする者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、消防署等救助関係機関及び住民等の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 海上における救助救出活動

町は、海上災害が発生した場合は、海上保安署との連携のもと、遭難者の救助救出活動を実施する。

第7節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察が実施する警戒・警備についての計画は、次のとおりとする。

第1 災害に関する警察の任務

警察は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

第2 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部を設置する。

第3 応急対策の実施

1 災害の予警報の伝達に関する事項

災害に関する予報及び警報の伝達については、北海道警察は、次のとおり措置するものとする。

- (1) 北海道警察は、警備上必要と認められる範囲の予警報について、池田警察署、交番（駐在所）を経て町長に伝達するよう協力するものとする。
- (2) 池田警察署長は、気象庁の地方機関及び水位等観測所並びに町等の関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。
- (3) 警察官は、災害が発生するような異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報するものとする。

2 事前措置に関する事項

- (1) 町長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は池田警察署長を経て方面本部長に対し行うものとする。
- (2) 池田警察署長は、町長からの要請により、基本法第59条に基づき事前措置についての指示を行ったときは直ちに町長に通知するものとする。また、当該措置の事後処理は町長が行うものとする。

3 災害時における災害に関する情報の収集に関する事項

- (1) 池田警察署長は、町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。情報の収集及び報告要領等については、北海道警察災害警備計画に定めるところによるものとする。
- (2) 池田警察署長は、災害情報の収集及び報告の迅速な処理を図るため、災害情報収集報告責任者を指定しておくものとする。

4 避難に関する事項

- (1) 池田警察署長は、避難の指示、避難経路、避難所及び避難先における給食等について、あらかじめ町長と連絡しておくものとする。
- (2) 警察官が、避難の指示又は警告を行う場合は、本章第4節「避難対策計画」に定める避難所及び緊急避難場所を示すものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により「避難対策計画」によりがたい場合は適宜の処置を講ずるものとする。この場合において、警察官が当該施設を管轄する町長に通知したときは、当該避難先の借上げ給食等は町長が行うものとする。
- (3) 町長は、池田警察署長又は警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第60条に基づく避難の指示について適切な処置を講ずるものとする。

5 災害時における広報に関する事項

池田警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合には、災害の状況及びその見通し並びに避難処置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動等について、警備措置上必要と認める事項の広報を行うものとする。

6 応急措置に関する事項

- (1) 池田警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項に基づき、警戒区域の設定を行った場合には、直ちに町長に通知するものとする。なお、警戒区域を設定し、かつ、通知を行った場合等の事後処置は町長が行うものとする。
- (2) 池田警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項並びに同法第 65 条第 2 項に基づき、応急公用負担を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。

7 救助に関する事項

警察は、町長と協力し、被災者の救出及び負傷者、疾病にかかった者の応急的救援及び死体の検分に努めるとともに状況に応じて町長の行う死体の捜索に協力するものとする。

8 交通規制に関する事項

- (1) 池田警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の欠壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第 5 条第 1 項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。また、基本法第 76 条によって緊急通行車両に対しては、方面本部長の指定する警察官が、公安委員会の行う確認等の事務の代行をするものとする。
- (2) 警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第 6 条第 4 項の規定に基づき一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

池田警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等必要な施設又は機械を配備するよう、あらかじめ方面本部主管課長等と緊密な打合せを行い、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

第8節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、次のとおりとする。

第1 交通応急対策の実施

1 北海道警察

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) (2) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるため、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 広尾海上保安署

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

3 北海道開発局

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

4 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づき幹旋及び調達を行うものとする。
- (4) 緊急避難場所に避難した住民を救助する際、一般道路の通行が困難になった場合は町との覚書により、次の施設を開放する。

- ・ 豊頃町 209 林班施業道本線 2 号
- ・ 豊頃町 209 林班施業道支線 2-1 号

5 町（消防機関）

- (1) 道路、橋梁等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- (2) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (3) 消防職員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置を取ることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるため、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

6 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し、道路標識等を設置する暇がないとき、又は道路標識を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)が交通規制により通行の禁止又は制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈殿物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 4 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続き

(1) 知事（十勝総合振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（十勝総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標識の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

ア 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難勧告、避難指示（緊急）に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

(5) 事前届出制度の普及等

道、町及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

3 規制除外車両

北海道公安委員会（北海道警察）は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会（北海道警察）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (2) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路(株)北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及びおおむね平成 27 年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分等

道の緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分している。

(1) 第1次緊急輸送道路

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

- ・ 高速道 北海道横断自動車道
- ・ 国道 帯広・広尾自動車道
- ・ 国道 国道 38 号線
- ・ 国道 国道 336 号線

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と町役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路

- ・ 町道 茂岩高台線

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

- ・ 道道 大津旅来線
- ・ 町道 茂岩公園線
- ・ 町道 大津栄通り

第9節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うための計画は、次のとおりとする。

第1 実施責任

1 町

災害時の輸送は、町長（支援部避難対策班担当）が行うものとする。

2 北海道

災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は、第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

3 第一管区海上保安本部

人員又は物資の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係機関の要請があったときは、迅速、かつ積極的に実施する。

第2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 町

(1) 道路輸送

災害時輸送は、一時的には町の所有する車両を使用する。被災地までの距離、被害の状況等により、台数が不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど、災害時輸送に遺憾のないようにする。町有車両、燃料調達先は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(2) 空中輸送

地上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合又は急患者輸送及び山間へき地などで緊急輸送の必要が生じたときは、町長は知事に対し、自衛隊等の航空機、道消防防災ヘリコプターの派遣を要請するものとする。

ア 物資投下可能地点

各避難所として指定する各小中学校の校庭とし、そのつど定める。

イ ヘリコプター発着場所

ヘリコプターが発着可能な場所は、別表第3のとおりとする。

2 北海道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送業者又は船舶運送業者に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

3 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部は、必要に応じて又は関係機関から要請を受け、傷病者、医師、避難者等又は救援物資の緊急輸送を巡視船艇及び航空機により実施する。

第3 輸送の範囲

1 被災者を避難させるための輸送

2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送

3 被災者救出のために必要な人員、資機材等の輸送

- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資等の輸送
- 6 その他本部が行う輸送

別表第1 町有車両

車 種	台 数	車 種	台 数
バ ス	12 台	乗 用 車	11 台
ラ イ ト バ ン	13 台	R V 車	5 台
ダンプトラック	1 台	小型・中型トラック	5 台

別表第2 燃料の調達先

調 達 先	所 在 地	電話番号
株式会社杉村商店	茂岩本町 48 番地	574-2005
豊頃石油有限会社	豊頃旭町 253 番地	574-2225
中山産業株式会社	大津寿町 18 番地	575-2321
豊頃町農業協同組合中央給油所	中央若葉町 12 番地	574-2532
株式会社エコERC豊頃工場	茂岩 49 番地 16	579-5511

別表第3 ヘリコプター発着可能地

地 区 名	地 点	面 積	施設管理者	電話番号
茂 岩 地 区	茂岩保育所グラウンド	7,800 m ²	豊頃町長	574-2211
	茂岩山運動広場	22,000 m ²	〃	〃
中 央 地 区	豊頃中学校グラウンド	30,000 m ²	学 校 長	574-2427
	豊頃小学校グラウンド	20,000 m ²	〃	574-2619
大 津 地 区	大津小学校グラウンド	12,000 m ²	〃	575-2020
	大津港町築山	6,000 m ²	豊頃町長	574-2211
十 弗 地 区	旧礼文内小学校	9,600 m ²	〃	〃

第10節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、次のとおりとする。

第1 実施責任

1 町長

被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の調達、配給及び配給対策を実施する。

2 北海道

必要に応じて、食料の調達及び供給の決定と調整を図る。

3 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第2 供給対象者

1 避難所に収容された者

2 住家が被災して炊事のできない者

3 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者

4 災害地において応急作業に従事している者

第3 食料の供給

1 町長

町長は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策事業者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合には、その確保について十勝総合振興局（産業振興部農務課 0155-27-8611）を通じ、知事に要請する。

2 北海道

知事は、町から要請があったときは、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し、食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし、緊急を要し、町からの要請を待つ暇がないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。その際には、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ、別記「災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）との協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

3 北海道農政事務所

北海道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。

第4 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、第9節「輸送計画」及び第28節「労務供給計画」により措置するものとする。

第5 食料備蓄計画

災害発生の直後、炊き出し等の食糧供給体制が整うまでの応急的な対応策として、非常食糧の備蓄を行うものとする。備蓄は、個人備蓄と行政による備蓄とする。

1 個人備蓄

(1) 各個人(世帯)においては、非常時に備え、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄を奨励するものとする。

- (2) 町は、個人における備蓄の必要性、備蓄すべき食料の種類、量、保管方法等の必要な情報については、機会のあるごとに広報等を通じて周知し、住民意識の高揚を図るよう努めるものとする。

2 行政による備蓄

- (1) 非常食料は、主要避難所等に備蓄するものとする。
- (2) 備蓄する食料は、調理することなしに食用できるもので、常温で長期保存が可能なものとし、品質保証期限内に更新するものとする。
- (3) 備蓄量は、当面 1,500 食を目標とし、必要に応じ見直しを行うものとする。
- (4) その他行政備蓄体制の整備については、「豊頃町防災備蓄計画」に定めるところによる。

第5 炊き出し計画

1 実施責任

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、支援部救護班が主食の確保に当たり、供給するものとする。

2 協力団体

第3章第2節第7「住民組織等への協力要請」に規定された行政区長及び各種団体等の協力を求め、要請するものとする。

3 炊き出し施設

炊き出しは、本章第4節「指定避難所及び指定緊急避難場所一覧」に掲げる避難所備付けの施設を利用するものとする。ただし、対象者の状況により当該施設のみで実施が困難であると予想される場合は、他の施設を利用するものとする。

(参 考) 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例(「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(抄))

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

- (1) 政策統括官は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。
- ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合
- イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発令され、救護を行う場合
- (2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。
- ア 政策統括官が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は国内産米穀とする。
- イ 知事は、災害救助用米穀を政策統括官から全量買い受ける。
- ウ イの米穀を販売する価格は、原則として政策統括官が別途定める。
- エ 代金の給付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。
- (ア) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件を全て満たす場合は、3か月以内)であって政策統括官と知事が協議して決定した期間とする。
- a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
- b 自衛隊の派遣が行われていること。
- c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、政策統括官がやむを得ないと認めること。
- (イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって政策統括官と知事が協議し、決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

- (1) 政策統括官は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（様式4-23）により契約を締結する。
- (2) 政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。
- (3) 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(1)及び(2)の規定に関わらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、政策統括官は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式4-23）により契約を締結するものとする。

第 11 節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりとする。

第 1 実施責任

被災地の飲料水の応急供給の実施は、町長（支援部救護班担当）が行うが、救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は、町長が行う。

1 町長

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後 3 日間分程度、個人において準備しておくよう住民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

2 北海道

市町村の水道施設等が被災し、広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て、応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の斡旋調達の調整、給水開始の指導を行う。

第 2 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

町内の適当な水源から、給水車（給水タンク車、散水車、水槽付消防ポンプ車等）によって取水し、輸送のうえ給水するものとする。なお、給水に当たっては、広報車及び無線車を配置し、給水時間、給水場所を事前に住民に周知するものとする。

また、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待つ暇がないと認められるときは、要求を待たず被災市町村に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第3 給水資機材保有状況

給水用車両6台（水槽車2台、消防車4台）。なお、事前にタンク内の清掃、消毒を行うこと。

第12節 水道及び下水道施設対策計画

災害時の水道及び下水道施設の応急復旧対策は、次のとおりとする。

第1 水道

1 応急復旧

大規模な災害により長期間断水となることは、住民の生活維持に重大な支障をきたすため、水道管理者(施設部水道班)は、あらかじめ施設の応急復旧計画を定めておくとともに、災害発生に際しては、次の対策を講じて速やかな応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保など復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

水道施設に被害を生じた場合は、被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの措置についての周知を図る。

第2 下水道

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命を脅かすものであるため、下水道管理者(施設部下水道班)は、あらかじめ施設の応急復旧計画を定めておくとともに、災害発生に際しては、次の対策を講じて速やかな応急復旧に努めるものとする。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保など復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の除去、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

下水道施設に被害を生じた場合は、被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第13節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品の給与及び物資の供給に関する計画は、次のとおりとする。

第1 実施責任

1 町長

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与及び物資の供給は、町長が行い、配分については支援部長(救護班担当)が担当する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

(1) 物資の調達、輸送

ア 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量を町において備蓄保管するものとする。

イ 調達にあたり、あらかじめ町内の業者と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう調達先を定め、災害に備えるものとする。

ウ 町内で調達困難な場合は、道又は近隣市町村に協力を求めることができる。

エ 必要に応じ、日赤北海道支部長に毛布及び緊急用品セットの調達を要請する。

2 北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

なお、市町村における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし救急を要し、市町村からの要求を待つ暇がないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

町長に物資を配分速達するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

(1) 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 指定地方行政機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

北海道経済産業局が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合は、町等と十分連絡をとりつつ、被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第2 実施の方法

1 給与又は貸与の対象

災害により住宅が全壊(焼)、流失、埋没、半壊(焼)及び床上浸水となった者で、被服、寝具その他生活必需物資を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

2 救援物資の集積場所

調達物資又は道からの救援物資の集積場所は、支援部長の指示により、これを定める。

3 物資の給与又は貸与

町長（支援部救護班担当）は、区域毎に物資の総責任者を定め、各区域の地区責任者の協力を求め、物資受払簿により迅速かつ的確に実施するものとする。なお、救助法による救援物資とその他の義援物資とは明確に区分し処理するものとする。

4 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮を行う。

第3 給与又は貸与物資の種類

次に示す物資のうち災害の規模等により町長が必要と認めた物資とする。

- 1 寝具（毛布、布団等）
- 2 外衣（作業衣、婦人服、子供服等）
- 3 肌着（シャツ、スボン下等）
- 4 身の回り品（タオル、手拭、靴下等）
- 5 炊事道具（鍋、釜、包丁、バケツ等）
- 6 食器（茶わん、汁わん、皿、はし等）
- 7 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
- 8 光熱材料（マッチ、ローソク、薪、木炭、石油等）
- 9 その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

第4 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

- 1 罹災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおりである。

- (1) 毛布
- (2) 緊急セット
- (3) 拠点用日用品セット
- (4) 安眠セット

- 2 救助物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄要綱」によりあらかじめ地区に備蓄するものとする。

第14節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料の供給に関する計画は、次のとおりとする。

第1 石油類燃料の確保

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難場所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

- 1 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- 2 帯広地方石油業協同組合、主要業者等と事前に「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

第2 平常時の取組

日常的な備えとして、住民に対し、車両等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。

第 15 節 ガス施設災害応急計画

災害により各家庭のLPガス施設に被害を生じ、又は発生するおそれがある場合、人命及び町民生活の安全確保のため、北海道エルピーガス協会十勝支部豊頃分会（以下「豊頃分会」という。）は有効な予防措置及び2次災害発生の防止対策など速やかな応急復旧対策を講ずるものとする。

第 1 非常体制

- 1 豊頃分会は、地震などの災害が発生した場合、災害の迅速かつ適切な措置を講ずるため、緊急連絡網に基づき緊急出動体制をとる。

第 2 災害時の優先点検等

豊頃分会は、緊急災害時において住民の生命及び財産を守るため、拠点施設として公共的施設（防災関係機関、収容避難所等）を最優先に点検するものとする。

第 3 応急・復旧対策

- 1 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- 2 被災場所における応急措置及び復旧工事
- 3 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- 4 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策

第 4 広報活動

- 1 2次的災害事故防止をはかるため、町広報車等あらゆる手段を講じて、住民への広報を実施する。
- 2 広報内容
 - (1) ガス漏れ注意
 - (2) ガス漏れ発見時の通報
 - (3) 復旧作業の見通し、作業の日程及び作業への協力要請

第16節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 電力施設の状況

本町に該当する北海道電力株式会社の施設は、次のとおりである。

- 1 変電設備
- 2 送電設備
- 3 配電設備
- 4 通信設備

第2 電力供給区域

北海道電力株式会社の供給区域は、北海道一円である。

第3 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社及び電源開発株式会社東日本支店北海道事務所は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

1 北海道電力株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって次の対策を講ずるものとする。

(1) 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

(2) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡するものとする。

(3) 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4) 広報

災害による停電及び使用制限に当たっては、停電状況及び復旧見込み等を直接又は報道機関及びインターネットホームページを通じて速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

(5) 要員の確保

各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（十勝総合振興局長）に要請するものとする。

(6) 資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

(7) 応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努めるものとする。

2 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

第17節 医療救護計画

災害のため、地域の医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、あるいは医療機関が混乱した場合における医療救護に関する計画は、次のとおりとする。

第1 基本方針

1 医療救護活動の原則

医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、町又は道が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。

2 救護班の組織

救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

3 DMATの組織

災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

4 救護班及びDMATの業務

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
- (4) 助産救護
- (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- (6) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

5 DPATの組織

災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

6 DPATの業務

- (1) 傷病者に対する精神科医療
- (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 町の医療救護活動

1 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生の日前後7日以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者とする。

2 対象者の把握

対象者の把握は、所管を問わずできる限り正確かつ迅速に行い、本部長に報告するものとする。通告を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保、手配等に必要な措置を講ずるよう関係部、班に指示するものとする。

3 医療班の編成

町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、医療班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を依頼する。

4 被災者の健康管理

町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を配付し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会を開催する。

5 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調整により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

6 医療等の委託

医療班による医療又は助産ができない場合は、あらかじめ委託している医療機関又は助産機関で受診できるよう被災者に医療券又は助産券を交付し、これにより受診するよう措置するものとする。

7 十勝医師会の協力

町長は災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、十勝医師会長に対し出動要請を行う。十勝医師会長は、町長の要請に基づき医療班を編成し、応急医療にあたるものとする。医療班の構成基準は、十勝医師会長の定めるところによる。

8 関係機関の応援

町長は、災害規模等必要に応じ、知事に対し、医療班の支援（道立病院）、患者輸送（自衛隊）、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を依頼する。

第3 医療救護活動の実施

1 北海道

- (1) 道は、災害発生時に町等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣等調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。
- (2) 道は、救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。
また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 道は、災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。
- (5) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。
- (6) 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。

- (7) 道は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む。）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。
- また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

2 災害拠点病院

- (1) 災害拠点病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 災害拠点病院は、被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

第4 輸送体制の確保

1 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第18節 防疫計画

災害時における被災地の防疫に関する計画は、次のとおりとする。

第1 実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

1 町

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 町を所管する十勝総合振興局保健環境部の指導のもと避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 北海道

- (1) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号。以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 町が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努めるものとする。

第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長及び知事は、次の班等を編成しておくものとする。

1 検病調査班の編成

- (1) 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。
- (2) 検病調査班は、医師1名、保健師1名（又は看護師）その他職員1名をもって編成するものとする。

ただし、知事は調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師）1名、その他の職員1名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

2 防疫班の編成

- (1) 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

第3 感染症の予防

町長は、次の事項について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、必要があると認める場合及び知事の指示及び命令があった場合は、範囲及び期間を定めて行うものとする。

- 1 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- 2 ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- 3 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- 4 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- 5 公共の場所の清潔方法に関する指示
- 6 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

第4 防疫の種別及び方法

1 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、町等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- (2) 町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

2 予防接種

知事は感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は町長に実施させるものとする。

3 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、町長に管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

4 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

5 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

6 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

7 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第5 患者等に対する処置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

町長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに指定病院への入院勧告等を行うものとする。

第6 避難所の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状態を適宜把握するとともに必要に応じて医療機関受診等の保健指導を行うものとする。

2 清潔方法、消毒方法の実施

十勝総合振興局の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させるものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第7 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

2 実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づき、家畜防疫上必要があると認めるときは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第19節 廃棄物処理等計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物という。」）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑、迅速に行うものとする。

ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第25節「障害物除去計画」による。

第1 実施責任

1 町長

- (1) 町長は、被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町単独で処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときには、町長（産業部農政班）が実施するものとする。

2 北海道

- (1) 十勝総合振興局は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとする。
- (2) 道は、町から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(1) ごみの収集処理

ア 被災地の住民に協力を要請し、生ごみ類を優先的に収集し、感染症の源となる汚物から順に収集するものとする。

イ 災害の状況により町の清掃能力をもっても完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみの収集に万全を期すものとする。

(2) し尿の収集処理

被災地域の完全収集に当たるものとするが、必要に応じて仮設トイレを設置する。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、簡易死亡獣畜処理場を設置して行うものとする。

ただし、取扱場が設置できない場合又は運搬することが困難な場合は、十勝総合振興局保健福祉室長の指導を受け、次により処理することができる。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、十勝総合振興局保健福祉室長の指導を受け、臨機の措置を講ずるものとする。

(3) 前1、2において埋却する場合にあつては、1 m以上覆土するものとする。

第 20 節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いに関する計画は、次のとおりとする。

第 1 実施責任

1 町長

被災地等における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 北海道

- (1) 十勝総合振興局は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。
- (2) 道は、町から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

第 2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第 3 号）に基づき、災害発生時においても動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時における動物の避難は、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主が自らの責任において行うものとする。
- 3 災害発生時において、町及び道は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第21節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急教育対策に関する計画は、次のとおりとする。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え、職員等の役割分担、相互の連携、時間外における参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的な安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町長・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町が知事の委任を受けて実施する。

第2 被害状況等の把握

応急対策計画の策定のため、次の事項について被害状況を速やかに把握し、本部との連絡を密にする。

- 1 学校施設の被害状況
- 2 その他の教育施設の被害状況
- 3 教育その他職員の被災状況
- 4 児童生徒の被災状況の概要
- 5 応急措置を必要と認める事項

第3 応急教育施設の確保及び予定場所

教育施設が被災した場合の応急教育施設は、被害の程度により次のとおり設置する。

被害の程度	応急教育実施の予定場所
校舎の一部が使用できない場合	特別教室、屋内体育館、多目的スペース等を利用する。
校舎の全部又は大部分が使用できない場合	(1) 集会施設等の公共施設を利用する。 (2) 隣接する学校の校舎を利用する。
特定の地域が全体的に相当大きな被害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄りの学校、無災害の最寄りの学校、集会施設等の公共施設を利用する。 (2) 応急仮校舎を利用する。

第4 応急教育の要領

- 1 災害の状況に応じ特別教育計画を立て、可能な限り授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- 2 特別教育計画による授業の実施にあっては次の点に留意する。
 - (1) 教科書、学用品の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒に過度の負担にならないように配慮する。
 - (2) 教育の場が集会施設等、学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童生徒の安全確保に留意する。
 - (3) 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - (4) 学校が避難所に充てられた場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - (5) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- 3 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

第5 教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施する。この場合、学校長は、当該被災学校の教職員のみで実施が困難と認めるときは、北海道教育委員会（十勝教育局）と連絡を密にして、近隣学校の教職員を動員配置し、教育に支障をきたさないようにする。

第6 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあつては道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

第7 学校給食等の措置

- 1 給食施設、設備が被災したときは、できる限り応急修理を行い給食の継続を図るものとする。
- 2 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳については関係機関と連絡のうえ、緊急確保を図るものとし、その他の物資についても応急調達に努めるものとする。
- 3 衛生管理には、特に留意し食中毒などの事故防止に努めるものとする。

第8 衛生管理対策

学校が避難所として利用される場合は、次の点に留意して保健管理するものとする。

- 1 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にし、消毒に万全を期すること。
- 2 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- 3 受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみ取りを実施すること。
- 4 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第9 救助法適用に伴う学用品の給与（救助法が適用されない場合も、これに準ずるものとする。）

1 学用品給与の対象

住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷し就学上支障のある児童生徒に対し、町長が知事の委任を受けて支給する。

2 学用品の品目

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

第 10 文化財保全対策

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、北海道文化財保護条例（昭和 28 年北海道条例第 99 号）及び豊頃町文化財保護条例（昭和 54 年条例第 11 号）による文化財の所有者及び管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に努め、災害が発生したときは町教育委員会に被害状況を連絡するとともに復旧に努めるものとする。

第22節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、次のとおりとする。

第1 実施責任

1 町長

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。また、町が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は、原則として知事が行う。

第2 実施の方法

1 避難所

災害により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を受入保護する必要があるときは、公共施設等を利用し避難所を開設するものとする。

避難収容可能公共施設は、本章第4節「指定避難所及び指定緊急避難所一覧」に掲載のとおりである。

2 公営住宅等の斡旋

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

災害のため住宅が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要により応急仮設住宅を建設するものとする。なお、救助法が適用された場合の基本的事項は次のとおりとする。

(1) 入居対象者

次のいずれかに該当する者であること。

ア 住宅が全焼、全壊又は流失した者であること。

イ 居住する住家のない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法で定める被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子家庭、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町長が行う。この場合、災害時要支援者の入居に配慮するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として知事が行うが、事前に知事から委任を受けた場合は、町長が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

道及び町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数(借上げを含む。)

町長が知事に要請し、知事が決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建設工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3月以内であるが特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持・運営管理

ア 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

イ 知事が設置した場合の維持管理は、町長に委任される。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

次のいずれにも該当する者であること。

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理の実施方法

応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲及び費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

5 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市町村が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は建設地市町村が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

第3 資材の斡旋及び調達

建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。

第4 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 実施責任

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置し、知事に対し支援を要請する。

2 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地毎に調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町と道は相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第24節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、次のとおりとする。

第1 実施責任

1 町長（民生部衛生班担当）

（救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処理及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）

2 警察官

3 海上保安官

第2 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 捜索の実施

町長が、消防機関、警察官、海上保安官等に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

2 応援要請等

(1) 関係市町村への要請

町において罹災し、町のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合又は遺体が流失等により、他市町村に漂着していると考えられるときは、隣接市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対し、捜索の応援を依頼する。

(2) 応援の要請

応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 遺体数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

ウ 応援に要する人数、機械器具等

3 遺体を発見した場合の処理

(1) 作業中又は遺体捜索中において遺体を発見したときは、速やかに警察官に届出て警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明しない遺体は速やかに死体安置所に連絡し、引渡すものとする。

(2) 警察官は検視調書を作成し、医師の検案書は遺族関係者の必要に応じて作成するものとする。

(3) 現場における検視、検案が困難な場合は遺体安置所において行うものとする。

4 遺体の収容

(1) 衛生班は、遺体を到着順に収容すること。

(2) 衛生班は、遺体の遺品を整理し、納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所に掲出する。

(3) 身元が判明し、引取人があるときは、遺族等引取人に渡す。

(4) 身元が判明しないもので一定期間経過後引取人のないときは、行旅死亡人として取扱うこととし、住民課に連絡し、火葬許可書の交付を受け処理するものとする。

(5) 町において遺体の搬送等が困難な場合は、「災害時における遺体搬送等に関する協定」に基づき、全国霊柩自動車協会に協力を要請する。

5 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者

(2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置(日赤道支部)
- イ 遺体の一時保存(町)
- ウ 検案(日赤道支部)
- エ 死体見分(警察官、海上保安官)

6 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災地はもとより、日頃から警察との連携を取り、事前の確保に努めるものとする。

7 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

- ア 遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬に当たっては土葬又は火葬とする。
- ウ 埋葬が町において実施できないときは、関係機関や協定による協力を得て行うものとする。

8 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

第 25 節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図るための計画は、次のとおりとする。

第 1 実施責任

1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)及び海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により相互に協力し、交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

3 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、本章第 8 節「交通応急対策計画」に定めるところによる。

第 2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合及びその他公共的立場から必要と認めた場合とし、おおむね次に掲げる場合に行うものとする。

- 1 住民の生命財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第 3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自ら応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物を除去を行うものとする。
- 2 障害物の除去の方法は、原形回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第 4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地等を利用し、集積するものとする。
- 2 北海道財務局、道及び町は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第 5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第 8 節「交通応急対策計画」に定めるところによる。

第26節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設の災害応急土木対策に関する計画は、次のとおりとする。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
波浪
津波
山崩れ
地すべり
土石流
がけ崩れ
火山噴火
落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
ため池等えん堤の流失及び決壊
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
岸壁・物揚場の決壊
航路・泊地の埋没

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

(1) 応急措置の準備

- ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。
- イ 災害の発生が予想されるときは、所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置の実施が困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める

ものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、前記(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

第3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令、防災業務計画等の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と協定を結ぶなど連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第27節 応急飼料計画

災害に際し、家畜飼料の応急対策に関する計画は、次のとおりとする。

第1 実施責任

災害時における家畜飼料の応急対策は、町長（産業部農政班）が実施するものとする。

第2 実施の方法

被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって十勝総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第28節 労務供給計画

災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給をうけ災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 実施責任

災害応急対策実施に必要な要員の確保は、本部各部が行うものとする。ただし、各部において処理できないときは、要請により町長（総務部総務班担当）が労務要員の雇用を行う。

第2 作業の種類

- 1 被災者の避難
- 2 医療、助産の移送
- 3 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- 4 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- 5 救援物資の支給
- 6 遺体の捜索及び処理
- 7 土木作業、清掃作業
- 8 その他

第3 供給方法

帯広公共職業安定所池田分室（ハローワーク帯広池田分室）に対し、口頭又は文書により次の事項を提示して労務要員の求人申込みをするものとする。

- 1 職業別、所要労務員数
- 2 作業場所及び作業内容
- 3 期間及び賃金等の労働条件
- 4 宿泊施設等の状況
- 5 その他必要な事項

第4 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

第29節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプターの活用計画については、次のとおりとする。

第1 ヘリコプターの活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防ぎょ活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第2 ヘリコプター等保有機関の活動等

1 北海道

道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「第5章 第32節 広域応援・受援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

2 北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

3 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第3 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

第4 町の対応等

1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

町長から知事（危機対策課防災航空室）に対し、電話により次に掲げる事項を明らかにして行うとともに、速やかにファックスにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝票」を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・電 話：011-782-3233
- ・ファックス：011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話：6-210-39-897, 898

4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

5 受入体制等の確保

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。本町における離着陸可能地は、本章第9節別表第3「ヘリコプター発着可能地」のとおりとする。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

第30節 海難予防及び救助計画

海上における人命及び財産を保護するための海難の予防及び救助対策に関する計画は、次のとおりとする。

第1 海難防止機関

豊頃町

大津漁業協同組合（015-575-2311）

第2 海難防止対策

海難の発生を防ぐため、関係機関と協力して、次により関係者の指導を行うものとする。

1 海事法令違反の防止

海事関係法令違反は、直接海難に結びつく場合が多いので、次の事項について船主及び船長に対して適切な指導を行うものとする。

- (1) 海技従事有資格者の乗船確認
- (2) 無線従事有資格者の乗船確認
- (3) 救命器具及び消火器具等の設備の確認

2 気象情報の常時把握

船主及び船長は、次により常に気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊の徹底を図り、小型船舶についてもトランジスタラジオ等を備えるよう指導するものとする。

(1) ラジオ放送の聴取

天気予報を聴取し、その周辺海域の気象状況を把握するとともに全国的な漁業気象通報もあわせて聴取し、簡単な天気図を作成する等天候の推移を判断するよう努めること。

(2) 漁業無線局の放送聴取

漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対する海上保安部からの注意喚起が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずること。

3 海難防止の指導

海難防止指導機関は、法令の定めるところにより、適切な予防対策を講ずるほか、十勝地区漁船海難防止連絡協議会その他海難防止団体等とともに、船主及び乗組員に対し、次の要領により指導するものとする。

(1) 海難防止指導講習会の開催

ア 関係機関から講師を依頼し、漁業協同組合等の主催により現地指導講習会を開催する。

イ 直接関係ある船主及び乗組員のほか、女性層にも指導講習会の出席を奨励し、家族を通じて海難防止意識を高める。

ウ 各種漁業許可方針の説明会及び操業指導会議の開催機会と合わせて指導講習会を開催する。

(2) 海難防止指導実施の要領

ア 海事法令等の違反防止指導

海事関係諸法令の違反及び漁業許可の制限条件違反は、直接海難と結びつく場合が多いので、随時違反防止の指導に当たるほか、漁業法令の一斉取締、漁船検認漁業許可証交付時における実地検査等の実施に際し立会をし、関係漁業者を指導する。

イ 海技従事有資格者の乗船確認指導

ウ 無線従事有資格者の乗船確認指導

エ 救命器具及び消火器具等の設備充実強化の指導

オ 出漁前の船体、機械、無線等の整備点検実施の指導

カ 羅針盤の自差修正及び確認指導

- キ 予備品及び食糧、燃料油等の余裕積載指導
- ク 自船の積載能力と船体復元力の把握及び乾舷確保と積荷の荷崩れ防止指導

第3 救助対策

1 救助機関

広尾海上保安署、池田警察署、豊頃町、大津漁業協同組合

2 救助の実施

(1) 広尾海上保安署

ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助

イ 海上保安署以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者の監督を行うこと。

(2) 池田警察署

救護の業務について町長を助け、町長が不在の場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

(3) 豊頃町

関係機関と密接な連絡のもとに、次の業務を実施する。

ア 遭難船を発見したときは、広尾海上保安署及び池田警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

イ 救護のため必要があるときは、町民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有物を使用し、救助の指揮を行うこと。

(4) 大津漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに関係機関に対する連絡に当たるものとする。

第4 関係機関・団体名

広尾海上保安署	電話番号	01558-2-4999
帯広測候所	〃	0155-24-4555
池田警察署	〃	015-572-0110
豊頃町	〃	015-574-2211
大津漁業協同組合	〃	015-575-2311

第 31 節 自衛隊災害派遣要請計画

天災、地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊に対し自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第 1 災害派遣要請基準

- 1 人命救助のための応援を必要とするとき。
- 2 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき。
- 3 大規模な災害が発生し、応急措置のため、応援を必要とするとき。
- 4 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- 5 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- 6 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信などの応援を必要とするとき。

第 2 災害派遣要請

1 派遣要請権者

知事（十勝総合振興局長）

2 要請先

陸上自衛隊第 5 旅団長

3 要請手続等

自衛隊の災害派遣を要請する場合は、本部総務部が行い、次の事項を文書（様式第 1 号）により十勝総合振興局長を経由し、知事に依頼するものとする。この場合において、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で派遣要請を依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

※派遣要請等に係る様式は、「資料編 資料 19 自衛隊災害派遣要請」を参照のこと。

4 連絡が不能である場合等の措置

町長は、人命の緊急援助に関し、要請権者に依頼する暇がないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知するものとする。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、前記（1）の手続を行う。

陸上自衛隊災害派遣要請先

部隊名	所在地（駐とん地）	電話番号
陸上自衛隊第 5 旅団第 3 部防衛班	帯広市南町 7 線 31 番地	0155-48-5121 (内線 2237)

第 3 災害派遣部隊の受入れ体制

十勝総合振興局長から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

1 部隊本部設置場所

部隊本部の設置場所は、本部内におくものとする。

2 宿泊所、車両、機械等保管場所

町所有の施設を提供する。

3 連絡責任者及び連絡員

災害派遣部隊との連絡責任者は、本部総務部総務班を充て、連絡員は、本部総務部総務班員をもって充てるものとする。

4 作業計画の樹立

町長を指揮者として、所要人員、各種資機材等の確保その他必要な計画を災害対策本部会議で樹立し災害派遣部隊到着と同時に作業が開始できるよう準備をしておくものとする。

5 派遣部隊到着の処理

(1) 派遣部隊到着による作業計画等の協議

町長は、関係各部班長及び派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、必要な措置をとるものとする。

(2) 知事への報告

本部総務部総務班は、派遣到着後又は必要に応じて、次の事項について十勝総合振興局長を経由して知事へ報告するものとする。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

6 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書(様式第2号)をもって知事に対し、その旨を報告するものとする。

7 経費等

(1) 次の費用は、町において負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ 汲取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第4 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

1 被害状況の把握

2 避難の援助

3 遭難者の搜索救助活動

4 水防活動

5 消防活動

6 道路又は水路の啓開

7 応急医療、救護及び防疫

8 人員及び物資の緊急輸送

9 炊飯及び給水

- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第5 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第6 知事等の要請を待つかとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つかとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他前記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待つかとまがないと認められること。

第7 自衛隊との連携強化

1 総合調整

知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

2 連絡体制の確立

知事、町長等は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

3 連絡調整

知事、町長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第8 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。

ただし、緊急を要し指揮官の命令を待つかとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第32節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。

なお、広域応援のうち、広域一時滞在については、本章第4節第11「広域一時滞在」に定めるところによる。

第1 町に対する応援（受援）

1 職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、町に対し職員を派遣し、情報収集や町又は防災関係機関との調整、並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。

なお、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するよう努めるものとする。

2 応援協定による応援

町において大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

3 基本法による応援

- (1) 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。
- (2) 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（総合振興局長及び振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（総合振興局長及び振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。
- (3) 知事（総合振興局長及び振興局長）は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

第2 町による応援（受援）

1 他の都府県等からの応援要求への対応

町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

第3 国に対する応援の要求等

- 1 北海道において大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないこととされている。
- 2 知事は、町長から要請があった場合で災害の範囲が著しく拡大し、道内の市町村の消防力をもって対処できない認めるときは、消防庁長官に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、緊急消防援助隊の派遣について要請する。

- 3 知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

第4 豊頃消防署

- 1 大規模災害が発生し、消防署単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第5 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

第1 要請権者

- 1 町長又は町の委員会、若しくは委員(以下本節において「町長等」という。)
- 2 道知事又は道の委員会、若しくは委員(以下本節において「知事等」という。)
なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - (1) 派遣の斡旋を求める理由
 - (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。
ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。
また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の設定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。
ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定するものとする。
- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和 37 年自治省告示第 118 号 (災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令第 19 条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府道又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第34節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携に関する計画は、次のとおりとする。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

- 1 町、道及び関係団体は、災害ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。
- 2 ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

- 1 町及び道、社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。
- 2 町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組みが推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。
- 3 災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第 35 節 災害救助法の適用計画

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、次のとおりとする。

第 1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行うものであるが、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

第 2 救助法の適用基準

救助法による救助は、町の区域において次に掲げる程度の災害が発生した場合、当該災害に係り現に救助を必要とする者に対して行う。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	区域の 住家滅失世帯数	
[豊頃町] 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 		

第 3 災害救助法の適用手続

- 1 町長は、本町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、直ちにその旨を十勝総合振興局長に報告しなければならない。
- 2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つ暇がない場合は、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道（委任したときは町）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の給与	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道、日赤道支部（委任したときは町）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道、日赤道支部（委任したときは町）
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町、日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

第5 災害対策基本法と災害救助法との関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震・津波災害対策計画

地震・津波災害の防災対策に関する計画は、豊頃町地域防災計画の別編である「地震・津波災害対策編」による。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

第1 海難対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者を含む。）、大津漁業協同組合が実施するもの

ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応援体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

(2) 豊頃町（消防機関）等が実施するもの

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。

(ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

(イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの注意喚起が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

ク 法令の定めるところにより、適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道漁船海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

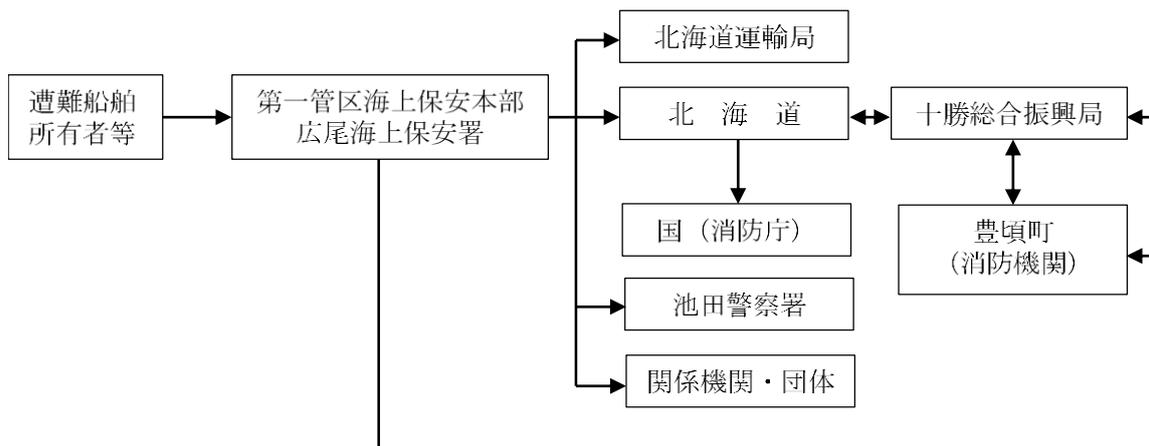
- (ア) 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
- (イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
- (ウ) 漁船乗組員の養成と資質の向上
- (エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
- (オ) 海難防止に対する意識の高揚

2 災害応急対策

(1) 情報通信

町は、情報収集に努めるとともに把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

情報通信連絡系統図



(2) 広報

海難発生時の広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、第3章第2節「災害対策本部」に定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

(4) 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第5章第30節「海難予防及び救助計画」に定めるところによるほか次により実施するものとする。

ア 町

(ア) 遭難船舶を認知したときは、広尾海上保安署及び池田警察署に連絡するとともに直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

(イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

イ 第一管区海上保安本部

(ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。

(イ) 船舶交通の障害の除去に関すること。

(ウ) 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。

(エ) 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

ウ 北海道警察

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

エ 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

オ 水難救難所

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

(6) 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安部署と消防機関が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

(7) 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5章第17節「医療救護計画」に定めるところにより実施するものとする。

(8) 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等については、第5章第24節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより実施するものとする。

(9) 交通規制

海難発生時における交通規制については、第5章第7節「交通応急対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

(10) 自衛隊派遣要請依頼

海難発生時における自衛隊派遣要請依頼について、必要がある場合には、第5章第31節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に依頼するものとする。

(11) 広域応援

海難の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援・受援計画」に定めるところにより応援を要請するものとする。

第2 流出油等対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るために実施する各種予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

1 災害予防

町、道及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 関係行政機関の共通実施事項

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

エ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

オ 災害時の油等の大量流出等に備え、油処理剤等の資機材の整備促進に努める。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに体制の改善等、必要な措置を講じるものとする。

(2) 町（消防機関）

ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

（ア）荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。

（イ）消火器具の配備

（ウ）油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

（エ）立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

(3) 船舶所有者等、漁業協同組合

ア 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

ウ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

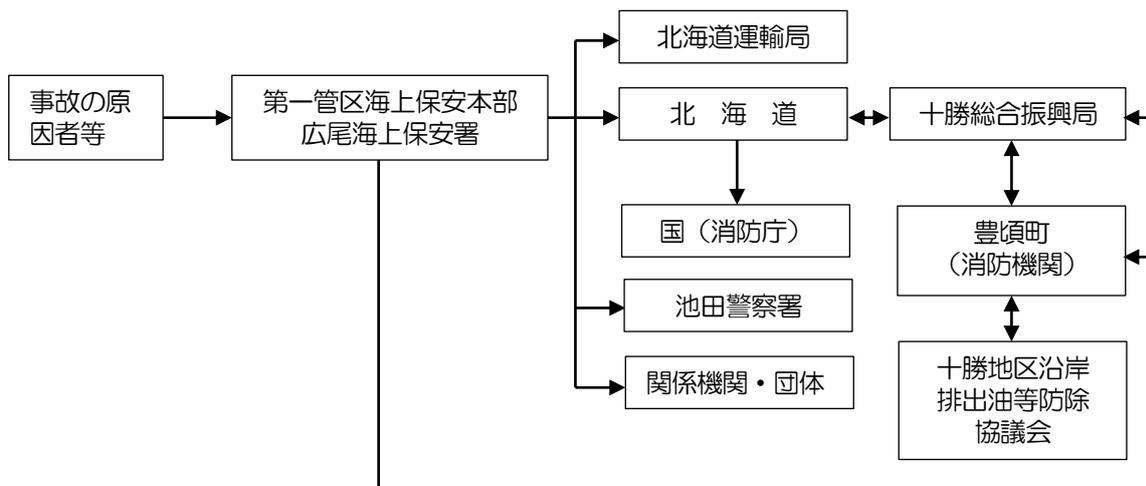
2 災害応急対策

(1) 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

町、道及び関係機関は、情報収集に努めるとともに把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整を行うものとする。

情報通信連絡系統図



(2) 災害広報

油等の大量流出事故災害時の広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めによるほか次により実施するものとする。

ア 旅客及び地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について、広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生しようとしている場合においては、第3章第2節「災害対策本部」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

(4) 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

事故の原因者等は、速やかに第一管区海上保安本部等、最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続き流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動をしなければならない。

町は、油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講じるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

(5) 消防活動

消防署は、火災状況等の情報収集に努め、消火活動のため必要がある場合には海上保安部署に協力を要請するものとする。

(6) 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第6節「救助救出計画」に定めるところにより実施するものとする。

(7) 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第8節「交通応急対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請について必要がある場合には、第5章第31節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に依頼するものとする。

(9) 広域応援

流出油等事故災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援・受援計画」に定めるところにより応援を要請するものとする。

(10) 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

(11) 災害ボランティアとの連携

流出油の防除作業時には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する災害ボランティア団体等の受入れ等については、第5章第34節「災害ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。

第2節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、防災関係者が実施する予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 鉄軌道事業者

- (1) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- (2) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- (3) 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象の予報(注意報含む。)、警報及び情報等などの収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し速やかに対応を図るものとする。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (5) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- (6) 関係機関との相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

2 北海道運輸局

- (1) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (2) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (3) 踏切事故を防止するため、鉄軌道事業者等とともに、広報活動に努める。

第2 災害応急対策

1 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、次のとおりとする。

3 応急活動体制

(1) 災害対策組織

ア 豊頃町

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 避難救出活動

鉄道災害における人命の安全を確保するための避難救出活動は、第5章第6節「救助救出計画」に定めるところによる。

5 医療救護活動

鉄道災害における医療救護活動等については、第5章第17節「医療救護計画」に定めるところによるほか、鉄軌道事業者も災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 消防機関の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定することができる。

7 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町及び関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

災害の拡大防止及び交通確保のため、第5章第8節「交通応急対策計画」に定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」に定めるところにより、速やかに対処し危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

鉄道災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第31節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に依頼するものとする。

11 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援・受援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、国等へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

第3節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 道路管理者

- (1) 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。
- (3) 道路災害を未然に防止するため、安全性、信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に推進するものとする。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (5) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。
- (6) 道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- (7) 道路利用者に対して道路災害時における対応等の防災知識の普及、啓発を図るものとする。
- (8) 道路災害の原因究明のために総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

2 北海道警察

道路交通の安全のための情報収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者にも周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第2 災害応急対策

1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

- (1) 情報連絡系統
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。
- (2) 実施事項
 - ア 関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
 - イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
 - ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、混乱の防止を図るために被害被災者の家族等、道路利用者、地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

道路管理者、豊頃町、北海道、池田警察署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 災害対策組織

ア 豊頃町

町長は、道路災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第5章第6節「救助救出計画」に定めるところによるものとする。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第17節「医療救護計画」に定めるところによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、道路災害による火災の発生状況を速やかに把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 消防機関の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定することができる。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

道路災害の拡大防止及び交通確保のため、第5章第8節「交通応急対策計画」に定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」に定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

道路災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第30節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に依頼するものとする。

11 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援・受援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、国等へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

(1) 道路管理者は、道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

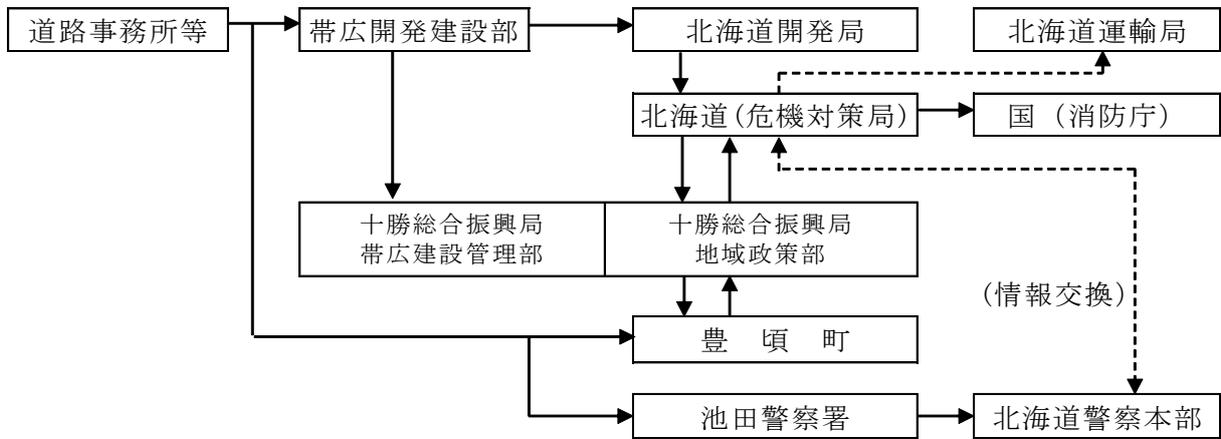
(2) 道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

(3) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

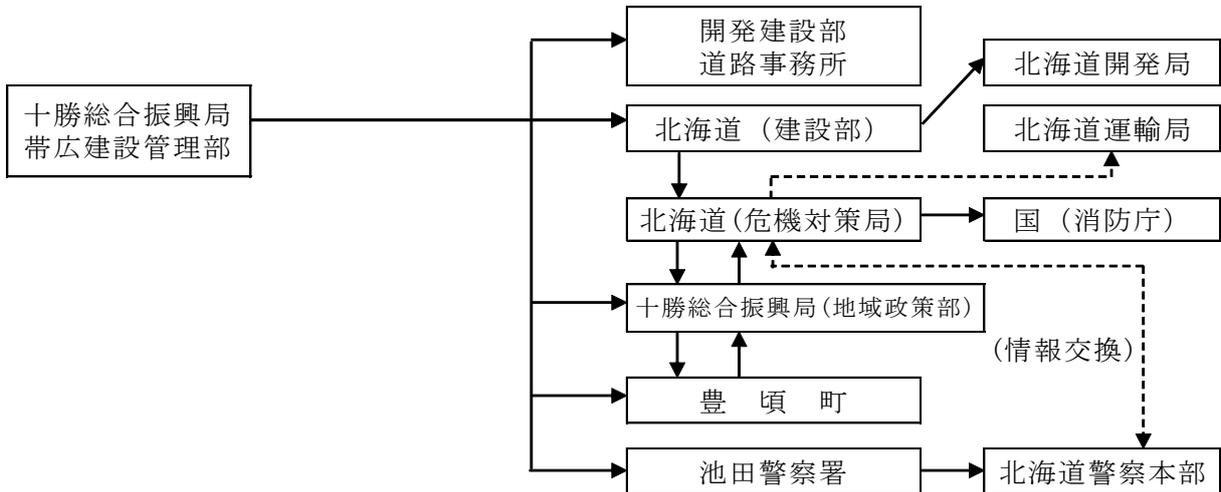
(4) 道路管理者は、災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図

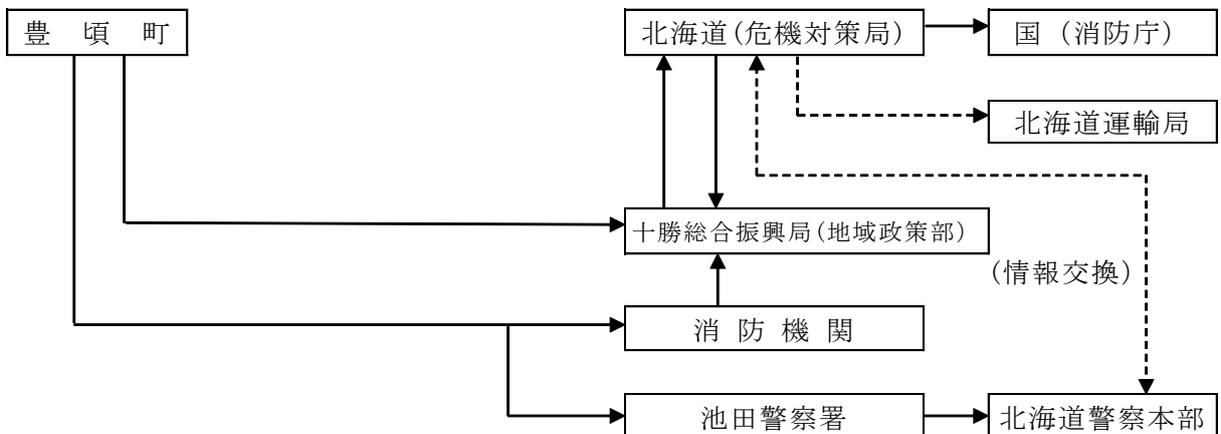
1 国が管理する道路の場合



2 道が管理する道路の場合



3 町が管理する道路の場合



第4節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

第1 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等によりそれぞれ規定されているもの

第2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

なお、町内で危険物を貯蔵・取扱い等を行う主要事業所は、「資料編 資料 17 災害危険区域等 7 危険施設等所在一覧」のとおりである。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規定の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 豊頃消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規程に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 池田警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

- ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

- ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。
- ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。
- エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 北海道

- ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。
- ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(4) 池田警察署

- ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。また、必要と認められるときは、道又は北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 豊頃消防署

- 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

- ア 高圧ガス保安法の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

- ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。
- ウ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 北海道

- ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。
- ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

(4) 池田警察署

- ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 豊頃消防署

- 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

- ア 毒物及び劇物取扱法の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を十勝総合振興局保健行政室、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急措置を講じるものとする。

(2) 北海道

- ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(3) 池田警察署

- 必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) 豊頃消防署

- 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

- ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防関係機関へ通報するものとする。

(2) 豊頃消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

(3) 池田警察署

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

6 主要事業所危険物施設

主要事業所危険物施設は別表「危険物施設」のとおりである。

第3 災害応急対策

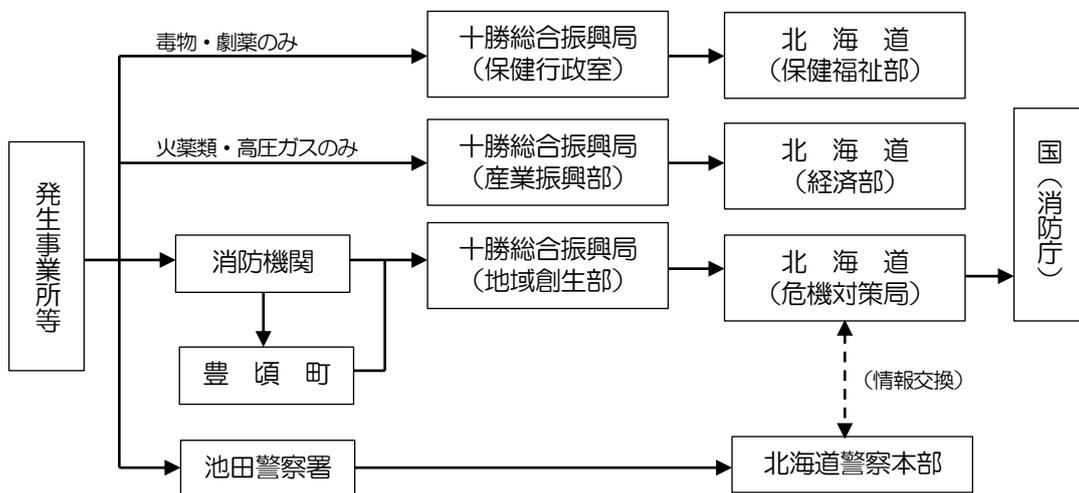
1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

危険物等災害対策の実施に当たり、混乱の防止を図るために被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について広報を実施するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被害者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 災害対策組織

ア 豊頃町

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、危険物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

事業者は、消防機関の現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑えるなどの消防活動に努めるものとする。

(2) 消防機関

消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定することができる。

6 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」に定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7 避難救出活動

危険物等災害時における救助救出活動については、第5章第6節「救助救出計画」に定めるところによるものとする。

8 医療救護活動

危険物等災害における医療救護活動等については、第5章第16節「医療救護計画」に定めるところによるものとする。

9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理並びに埋葬計画」に定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10 交通規制

災害の拡大防止及び交通確保のため、第5章第8節「交通応急対策計画」に定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

11 自衛隊派遣要請

危険物等災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第30節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に依頼するものとする。

12 広域応援

災害の規模により、それぞれ町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第31節「広域応援・受援計画」に定めるところにより応援を要請するものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

第1 災害予防

町及び消防機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建造物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

3 予防査察の実施

多数の人が出入りする公共施設、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

4 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

6 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

7 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用などにより、消防水利の多様化及び確保に努める。

8 消防体制の整備

消防職団員の非常召集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

9 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

10 火災警報

町長は、十勝総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度 72 パーセント以下にして、最小湿度 45 パーセント以下となり、最大風速毎秒 7 メートル以上のとき）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条に基づく火災警報を発令する。

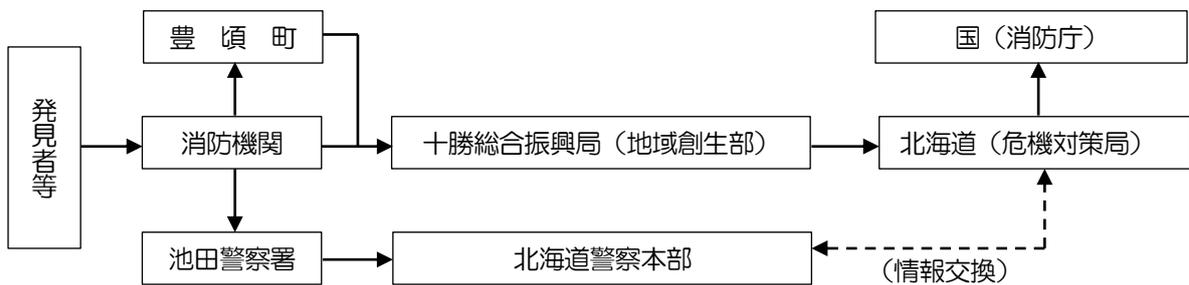
第 2 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第 5 章第 3 節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について広報を実施するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報

- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 災害対策組織

ア 豊頃町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本とし、次により消防活動を行うものとする。

(1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

(2) 避難場所、避難経路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

(3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」に定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救助救出活動

大規模な火事災害時における救助救出活動については、第5章第6節「救助救出計画」に定めるところによるものとする。

7 医療救護活動

大規模な火事災害時における医療救護活動については、第5章第17節「医療救護計画」に定めるところによるものとする。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第24節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

災害の拡大防止及び交通確保のため、第5章第8節「交通応急対策計画」に定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

10 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第31節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に依頼するものとする。

11 広域応援

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援・受援計画」に定めるところにより応援を要請するものとする。

第3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、第8章「災害復旧・被災者援護計画」に定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を推進する。

第6節 林野火災予消防計画

この計画は、豊頃町林野火災予消防対策要綱に基づき、林野火災を予防、消火し、森林資源の保全を図ることを目的とする。

第1 組織

林野火災の予消防対策を推進するため、地域住民と関係機関が一体となり、林野火災の予消防対策に万全を期する。

1 実施機関

豊頃町、豊頃消防署、十勝広域森林組合豊頃事業所、森林保全巡視員、鳥獣保護員、十勝総合振興局森林室、池田警察署、各行政区

2 協力機関

豊頃消防団

3 豊頃町林野火災消防本部

豊頃町林野火災消防本部を豊頃町役場産業課に置く。

第2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要因となるので、気象予報(注意報含む。)、警報及び情報等を的確に把握し、予防の万全を期する。

1 林野火災気象通報

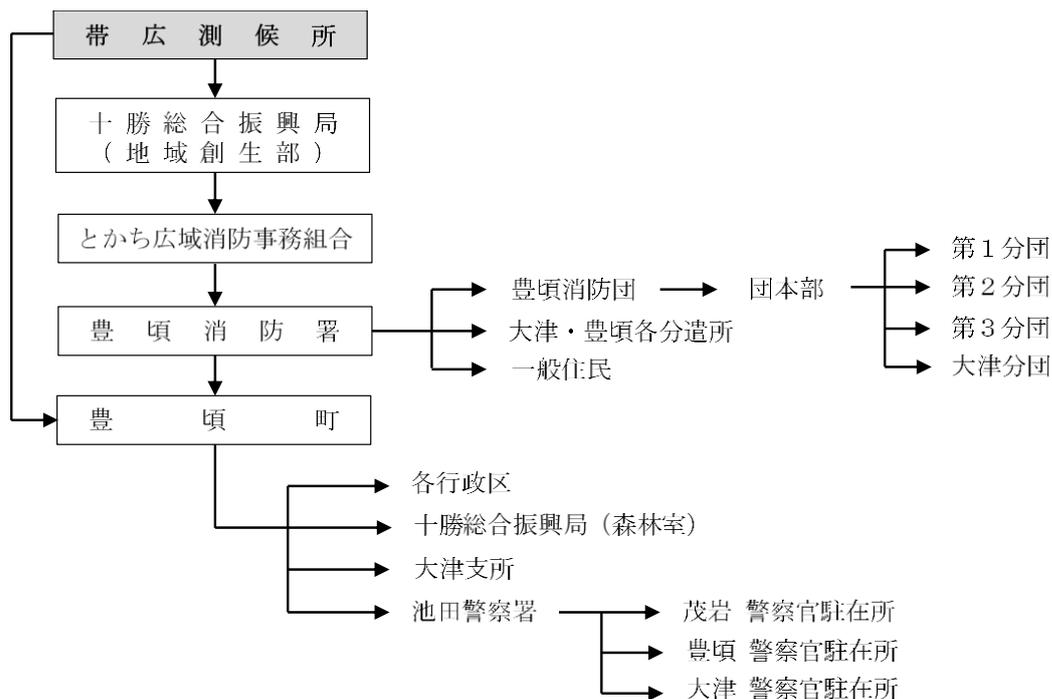
- (1) 帯広測候所は、気象の状況から危険であると認めるときは、関係機関に通報するものとする。
- (2) 林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として、火災気象通報の発表及び終了の通報をもつて行うものとする。

2 伝達系統

帯広測候所から発令された通報の連絡系統及び関係機関のとるべき措置は、次のとおりとする。

(1) 伝達系統

林野火災警報連絡系統



(2) 関係機関の措置

ア 十勝総合振興局

気象情報により、火災発生危険があると判断される場合、とちかち広域消防事務組合・豊頃消防署へ通報する。

イ 豊頃消防署

通報内容及びとるべき措置等を町及び関係機関へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図り、林野火災発生危険があると認めるときは、原則として消防法第22条に基づき火災警報を発令するものとする。

ウ その他の関係機関

適切な措置をするとともに、通報及び下部機関へ連絡するものとする。

第3 山火事警防思想の普及

林野火災に対する関心をより高めるため、警防思想の普及を図る。

- 1 テレビ、ラジオ放送及び新聞、その他広報紙による啓発
- 2 ポスター、チラシ等の配布及び標識、旗掲示による啓発
- 3 バス等運輸機関における啓発
- 4 広報車の運行及びパトロール活動の強化
- 5 小・中学校児童、生徒による協力(標語、ポスターの募集)

第4 山火事警防の対象者別予防措置

1 一般入林者

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビにより思想の啓発を図る。
- (2) バス等運送機関について呼びかけをする。
- (3) 入林前に心得を徹底する。
- (4) 入林のための許可手続きを簡単にして、無許可入林者をなくする。
- (5) 危険時の入林制限区域の周知を図る。
- (6) 掲示板等を設置し啓発する。

2 造林地等の火入者

危険期間中の火入は極力避けるようにし、できる限り夏季又は秋季に行うよう指導するとともに次の事項の徹底を図る。

- (1) 火入をする場合は、必ず許可を受けるように指導し、許可付帯条件の遵守を励行させる。
- (2) 火入方法の指導
- (3) 警報発令発令又は気象状況急変の際は、一切の火入を中止させる。
- (4) 火入跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせること。また、跡地には状況に応じ、1～7日位の監視を励行させる。
- (5) 森林法及び条例、規則等で規制している火入以外の火入についても、特に気象状況に十分注意して行うよう指導する。

3 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 入林者に対する防火啓発
- (2) 巡視
- (3) 無断入林者に対する指導
- (4) 火入に対する安全対策

4 林野内事業者

林野内において事業を営むものは、実施期間中、次の体制をとるものとする。

- (1) 火気危険物取締(油類等)責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- (2) 火気危険物取締責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- (3) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

第5 森林保全巡視員及び鳥獣保護員の協力

森林保全巡視員及び鳥獣保護員は、現地に精通しており、林野火災予消防の実施に当たって、協力を要請するとともに、その活動強化のため連携を図る。

第6 林野火災消防対策

豊頃町及び消防機関は、人命の安全確保と延焼防止のため、林野火災に即応する体制及び装備の万全を期するため、次の事項に留意して消防活動を実施するものとする。

林野火災発生の際は、関係機関の積極的な協力を求め、早期消火を図るものとし、地元消防機関で消火困難になったときは、第5章第31節「自衛隊災害派遣要請計画」により、知事(十勝総合振興局長)に依頼する。

1 消防組織の整備

豊頃町林野火災消防本部

- ・本部長 豊頃町長
- ・副本部長 豊頃町副町長、十勝広域森林組合副組合長

部 名	部 長	副 部 長	部 員	業務内容
総 務	産業課長	産業課長補佐 産業課林政係長	産業課	
消 防	消防署長	消防団長 総務課長 住民課長 子育て支援所長 出納室長 企画課長 商工観光課長 教育委員会教育課長 議会事務局長 農業委員会事務局長 行政区長	消防団 総務課 住民課 子育て支援所 出納室 企画課 商工観光課 教育委員会事務局 議会事務局 農業委員会事務局 行政区	消火活動
救 護	福祉課長	福祉課長補佐	福祉課	救護活動
施 設	施設課長	施設課土木係長 森林組合業務課長補佐	施設課 森林組合	立木伐採、防火線 道路設置

林野火災予消防班編成表

主 体	班	担当課名	担 当 区 域
産 業 課 森 林 組 合	1 班	総務課、出納室 福祉課、子育て支援 所	礼文内、十弗西、豊頃、幌岡
	2 班	施設課	平和、二里塚、統内、礼作別、農野牛、下農野牛
	3 班	住民課、企画課、商工 観光課 農業委員会事務局 大津支所	茂岩、牛首別、茂岩南、旅来、長節、大津
	4 班	教育委員会事務局 議会事務局	二宮東、二宮中央、二宮西、湧洞

2 林野火災消火訓練

3 消火器材の整備

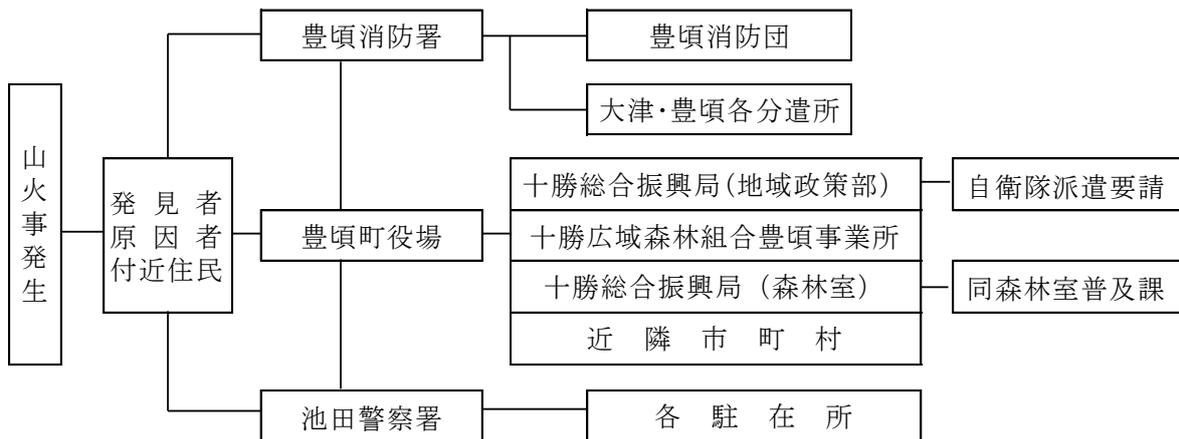
4 前進基地(ヘリポート)の設置

陸上自衛隊の空中消火作業を円滑に実施するため、豊頃町にヘリポートを設置する。

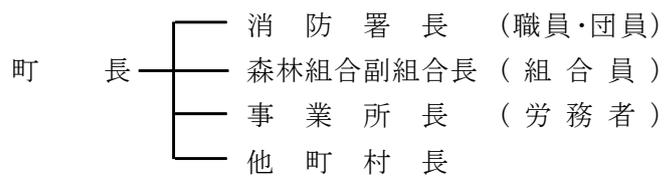
※ 陸上自衛隊災害派遣要請先

駐 と ん 地	災害派遣命令者	連絡担当部等	電 話
帯 広 市 南 町	第 5 旅 団 司 令 部	第 3 部 防 衛 班	0155-48-5121

5 林野火災発生通報系統



6 消防出動体制（集合と同時に班編成する。）



※ 消防信号における召集サイレン音

種 別		吹鳴パターン	吹鳴回数等
山林火災 (野火含む。)	市街地	3秒(吹鳴)－2秒(停止)	12回(1分間)
	その他の地域	10秒(吹鳴)－2秒(停止)	5回(1分間)

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防設備
 - (4) 林地荒廃防止施設
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 漁港
 - (9) 下水道
 - (10) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、若しくは補助して行われる。

なお、事業別国庫負担及び補助率は、北海道地域防災計画に定める基準による。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しい激甚である災害が発生した場合には、町は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

2 北海道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

3 消防機関

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
 - カ 援護の実施の状況
 - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ク 一電話番号その他の連絡先
 - ケ 世帯の構成
 - コ 罹災証明書の交付の状況
 - サ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - シ 提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

- (3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号（本節第 2 の(2)のヌ）を含めないものとする。

第 3 融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金

- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第4 災害義援金の募集及び配分

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)がこれに当たる。

別記

北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第15条第2項及び北海道地域防災計画第10章第2節第4に基づき、北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道支部」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めるとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長に事故があるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第 16 条に基づき北海道知事から救助又は 応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第 37 条第 3 項第 1 号又は所得税法第 78 条第 2 項第 1 号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く。)に関する委託協定
(昭和 34 年 9 月 1 日 甲北海道知事 乙日赤北海道支部長)

豊頃町地域防災計画

《本 編》

平成 31 年 3 月

発 行 豊頃町
企画・編集 豊頃町防災会議